

平成22年3月15日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)

出席議員 (9名)	1番 松田俊和    2番 原慎和彦    3番 4番 漆原悦子    5番 中山五雄    6番 矢動丸博文 7番 井上正宣    8番 伊東盛雄    9番 岡光廣 10番 吉富隆																																				
欠席議員 (0名)																																					
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>武廣勇平</td> <td>副町長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>吉田茂</td> <td>教育次長兼 生涯学習課長</td> <td>鶴田良弘</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>池田豪文</td> <td>総務課長</td> <td>江頭典雄</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> <td>鶴田直輝</td> <td>健康増進課長</td> <td>江口正光</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>白濱博巳</td> <td>企画課長</td> <td>北島徹</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td>江崎文男</td> <td>福祉課長</td> <td>岡義行</td> </tr> <tr> <td>産業商工課長</td> <td>渡邊昭秋</td> <td>教育課長</td> <td>大隈忠義</td> </tr> <tr> <td>文化課長</td> <td>原田大介</td> <td>子ども安全課長</td> <td>川原源弘</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局長</td> <td>福島日出夫</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町長	武廣勇平	副町長		教育長	吉田茂	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘	会計管理者	池田豪文	総務課長	江頭典雄	住民課長	鶴田直輝	健康増進課長	江口正光	税務課長	白濱博巳	企画課長	北島徹	建設課長	江崎文男	福祉課長	岡義行	産業商工課長	渡邊昭秋	教育課長	大隈忠義	文化課長	原田大介	子ども安全課長	川原源弘	農業委員会事務局長	福島日出夫		
町長	武廣勇平	副町長																																			
教育長	吉田茂	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘																																		
会計管理者	池田豪文	総務課長	江頭典雄																																		
住民課長	鶴田直輝	健康増進課長	江口正光																																		
税務課長	白濱博巳	企画課長	北島徹																																		
建設課長	江崎文男	福祉課長	岡義行																																		
産業商工課長	渡邊昭秋	教育課長	大隈忠義																																		
文化課長	原田大介	子ども安全課長	川原源弘																																		
農業委員会事務局長	福島日出夫																																				
職務のため 出席した 事務局職員	<table border="0"> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>小野清人</td> <td>議会事務局係長</td> <td>石橋英次</td> </tr> </table>	議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																																
議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																																		

議事日程 平成22年3月15日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 中山五雄	1. 安全安心の町造りについて 2. 財政について 3. 教育問題について
2	8番 伊東盛雄	1. 町の行財政改革について 2. 滞納対策について
3	4番 漆原悦子	1. 行財政改革 2. 学校教育
4	1番 松田俊和	1. 町財政、行政面について 2. 町民体育大会について 3. ボートピア開催後の現状について

午前9時28分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番中山五雄君よりお願いをいたします。

5番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。通告書に従いまして、3点ほど質問いたします。

まず1点目、安全安心の町づくりについてということで、その中の1つ、町の安全安心全般についての考えはということで質問いたします。2点目に、場外舟券発売場の進捗状況とこれからの対応はということで、これは町長のほうに答弁をお願いします。

2点目に、財政について。財政の健全化に向けての改革はどのようにしていくのか。2つ、上峰町財政検討委員会を4月に立ち上げるとのことだったがどうなっているのか、答弁をお願いします。

3点目に、教育問題について。いじめはあっていないのか。2つ、不登校の生徒はいないのか。3つ、教育委員の選任について。

以上3点、答弁をよろしくをお願いします。

議長（吉富 隆君）

安全安心の町づくりについて、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

おはようございます。5番中山五雄議員の安全安心の町づくりについて答弁を申し上げます。

まず1点目に、町の安全安心全般についてでございますが、これまで上峰町といたしまして、さまざまな安全・安心の取り組みを行ってまいった次第でございます。特に町独自ということで、顕著なのは一戸一灯運動を中心として地区別に協力をお願いしながら、この安全・安心についての取り組みを行ってまいりました。平成15年から、加入戸数とその一戸一灯運動の協力戸数と実際の被害というものの相関関係を見ますと、一戸一灯運動の加入戸数の増加と反比例する形で被害というものは少なくなってきたというのが現状でございます。今後とも、こうした独自の取り組みを強化しながら、私としては町の安全・安心運動に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

その次に2点目、場外舟券売り場の進捗状況とこれからの対応ということでございますが、この問題が浮上してきた定例議会以降、みやき町からいただいた回答書や資料を拝見する中で、環境委員会にて周辺地域における青少年の健全育成、また、周辺環境問題の対策等々がなされておると理解しております。今後は、環境対策委員会における要望が必要であると感じておりました。

つい先般、さきの議会でもお話し申し上げましたけれども、みやき町に対し説明会の開催を求めてまいりました。説明会の開催予定はないとの回答をいただいた後、所在地でありますみやき町には、機会があるごとに環境委員会要望等々を口頭にてお願いいたしております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、町長のほうから答弁をいただきましたが、安全安心の町づくりということで、一戸一灯運動ということではなされました。これは確かに前町長時代からずっとやっておりますけれども、今、新しい西峰2号線とか、ああいうあたりに家ができておりますよね。その辺の街灯が余りないんですよ。小さな子供さんたちがおられるところあたりが、これから先は日が長くなってきておりますから割かしいいでしょうけれども、やっぱり夜遅かったら非常に心

配だという声が上がっておりますから、その辺の対応を今後どのように考えておられるか、答弁をお願いしたい。

それと2点目に、もう9月、12月とウェルビジョン九州、場外舟券発売場について質問しておりますけれども、12月以後にウェルビジョン九州のほうに町長が行かれたかどうか、意見書なりを提出されたものかどうか、その辺の答弁をお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

おはようございます。まず、ただいま5番議員の御質問がありました街灯の関係について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、現在、結論から申し上げますと、地元の区長さんを通じて、窓口となっていただきまして要望を出してもらっております。全体的に各地区の実情から、区長さんを通じて対応させてもらっております。その中から現地を調査いたしまして、必要というようなところについては対応をしていくつもりであります。ただ、予算の範囲内ということで制限は若干あるわけですが、極力、年度内には設置をしていくと、早急に対応していくというようなことで臨んではおりますが、そういった制約が1つありますので、早急に、直ちにということにはなりません、できるだけ要望には近づけていくというような対応をしております。

それからもう1点、新しく団地等の開発等の場合には、当然にそういう安全の面から必要なことも出てきます。これは、そういう開発の状況において、開発の関係の方に設置をお願いして、これはもうほかの設備の関係も先日も申し上げたかと思いますが、そういったあわせた安全、防犯灯に限らず、消防の設備等についても極力要望をしていくというようなことで進んでおりますので、今後もそのような対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

町長（武廣勇平君）

引き続きまして、5番中山議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点目の場外舟券発売場に関するのですが、ウェルビジョン九州さんに対して意見書を提出したかという御質問でございました。

先ほど申しましたとおり、この部分について、御案内のように環境委員会にみやき町長を通じて、これまで口頭でお会いするたびに要望を重ねてまいりました。そのかいあって、みやき町長から今度は具体的な、以前、議員からも御指摘を受けておりました進入路、出入口から中山運輸さんの町の管理下における部分につきましての具体的な防犯灯のエリアを指定して、要望書を文書でいただいてもいいですよという回答をいただきましたので、これはもう議員が本当に熱心に取り組んでおられることでございまして、周辺の住民の不安の解消、そして安心・安全の意味からも大切なことだと思っております。よって、議員にも御足労いただきながら、私のほうも具体的な要望箇所を指定して、文書にて提出させていただきたい

というふうに思っておるところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、江頭課長からの答弁で、安全安心の町づくり、住みたい町づくりのためにも、そういう暗いところは明るく、今後は早急にやってもらいたいと、そうお願いしておきます。

今、武廣町長のほうから答弁がありましたけれども、会うたびに要望はしておりますと、正式には意見書なりは出していないということですよ。去年の9月からこの件について、私は口が酸っぱくなるほど町長にお願いをしておりましたけれども、12月は特に少し厳しく町長には言いましたけれども、その辺ですね、何ら前には進んでいない。夕べも私は場外舟券発売場のほうに2時間ほど行ってまいりました。公園から上峰寄りのほうは真っ暗なんです。12月もそれは言ったかと思えますけれども、何ら前には進んでいません。それと、反対の看板を外したらウェルビジョン九州が話し合いをするというような話を聞いておりますが、その反対の看板を今月の初め時分に外されたそうですよね。その後の話し合いはありましたか、答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問にお答えさせていただきます。

意見書といいますか、口頭で要望をしていた結果、みやき町長さんのほうから文書にて要望を受け付けますよという御回答をいただきまして、今後早急に文書にての要望をしていきたいと思っておるところでございます。

また、ミニポートピアみやきの近隣にお住まいの方々から、周辺が夕刻過ぎると著しく暗くなって見通しが悪くなっており、通学されておられる学生の危機管理、安全面から、行政として対応が不十分ではないかと、議員はもとより住民の方からのお声もいただいております。先ほど議員がおっしゃったような話もお聞きいたしております。よって、その旨も含んで、当該施設とみやき町長のほうに要望をしていきたいというふうに思っており、文書にて要望をしていきたいというふうには思っております。

私も議員の御指摘をいただいた後、すぐに現地を確認いたしました。出入り口付近からおっしゃるエリアまで、確かに真っ暗でございます。ここの分については、私どもとしても強く要望する必要があると思っておりますので、議員の御協力も得ながら要望活動をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今の武廣町長の答弁を聞いておりますと、今後は文書を持ってお願いに行くということでございますけれども、これはもっと早くやるべきじゃないかなと、行動が遅いんじゃないかなと。要するに、今現状が防犯灯の設置もできていない状態なんですよ。冬よりもこれから

のほうが事件、事故等が多くなると聞いております。そういう中で、上峰の町民の方々は本当に心配されております。特に、女の子を持っておられる親御さんは本当に心配されている、早急に対応を何とかしてくださいという意見が出ております。これは本当に言いにくいですが、武廣町長さんは若いからどんどん動いてもらえらると思っておりましてけれども、何ら前に進んでいないようですねということではございました。その辺、いつごろまでにウェルビジョン九州との話し合いをされるのか、ここで答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問にお答えします。

住民団体の方々には、私はこの3月議会が終わった後に要望をするということで了解はいただいております。そして、このことについて口頭で幾度となく申し上げてきた経緯は理解していただければと思いますが、おっしゃるように文書にての要求というものはしておりません。といいますのも、隣町でございますし、何でもかんでも文書で出すのはいかなものかという視点もあったわけですが、一向にこの防犯灯について動きが、やはり文書を出すことによって動き方が違うと思うんですね。よって、文書をしっかりと出して要求をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今の何でもかんでも文書で出したらいかがかなということではございましたけれども、文書で提出をしていかないと、口頭で言ってもそれは残らないと思うんですよ。住民の方たちは、女の子を持っておられる親御さん、本当に心配されておりますよ。早急にその辺の安心されるような対応を、手続をやってもらわないと、今のままの状態では、もう9月から6カ月たっているんですよ。だから、その辺が全く前に進んでいないという住民の声が出ております。だから、その辺ですね、町長、早急にやるべきじゃないですか。いつもこの議会でやりますということではございますけれども、前に進んでいないことはやっておりますとは言えないんじゃないですか。ウェルビジョン九州、これはみやき町にできている、要するにギャンブル場なんですよ。一番迷惑がかかっているのは上峰町なんですよ。そのウェルビジョン九州が上峰町に何ら説明もないと、余りにも無視しているんじゃないですか。上峰の町長として、その辺どのような考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問にお答えします。

おっしゃるように、この6カ月間、文書にて要求をしたことは一度ございます。その内容は、説明会を求めるという内容でございました。ただし、その回答もいただきましたが、本町が望むような回答ではなかったわけでございます。基本的には口頭で信頼関係の中で伝えてきたわけですが、ここに至りその対応をする旨の御回答をいただいた 対応するといいい

ますか、文書を受け付け、関係機関に諮るという旨の御回答をいただいております。これまでも、私も私の中では、これまで熱心に要望、要求を続けてきた結果であろうというふうに理解いたしております。この文書を通じて、本当の要求というものが実現することが大切でありますので、この文書を提出するタイミングは今かなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

上峰町民の安全の確保のためにも、町長を初め議会と一丸となって、早急にウェルビジョン九州に意見書を提出して上峰の要望を聞いてもらうようにするのが、町長初め我々の務めじゃないかなと思っております。これは、12月議会でも私はそれを言ったんです。もし、ほかの議員さんたちが来られなくても、私一人でも同行しますからということではありましたが、何ら町長からのちょっと来てくれという話はあっておりません。だから、その辺、今、変な顔をされておりますけれども、私に来てくれという要望はありましたか、答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

これはもう何度もお電話を差し上げました。この間、お電話をしたことは御記憶をされていと思いますけれども、これについては、議長も含めて議会と一体となって取り組んでいく必要はあるなというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、町長は何回も電話をされました。何の件で電話されたか。私にウェルビジョン九州に行きますからということで電話されましたか。

町長（武廣勇平君）

ウェルビジョン九州に行く旨も含めてのお電話を差し上げていたわけでございます。

5番（中山五雄君）

そしたら、電話が武廣町長からあったとき、私はどうしてもそのとき出られなかった。でも、明るる日に会っていますよね。そういうことだったら、そのときでも言えたんじゃないですか。会っても何一つその話をされておられませんよ。いかがですか。

町長（武廣勇平君）

ウェルビジョン九州とのことについては今後の対応が必要だと思っておりますが、申されたとおり、公の場でしっかりと議会の皆さん全員に協力をお願いし、文書での提出というものを考えなければいけなかったという点はおっしゃるとおりであろうと思っておりますし、今後につきましては、議員にこういう席でもお願いをしておりますし、御協力を賜りたいというふうに思っております。

5番（中山五雄君）

私は今、皆さんに町長が言われた分を聞いているんじゃないです。私に何回も電話したということと言われたから、私は心外だなと。そういうことをあなたから一言も言われたことはありません。私が疑われたような、うそをついているような言い方をされては、このままで済むわけにはいきませんよ。はっきりしてください。

町長（武廣勇平君）

事実、連絡はしてはしましたが、こうした議会の開会に当たり、お会いする機会でも要求をしなかったという点については反省をしております。ここについては、本当に自分の不徳のいたすところであろうというふうに思っておりますし、今後については協力を賜りたいというふうに考えております。

5番（中山五雄君）

町長、ウェルビジョン九州に行くために私に電話をしたと言われるならば、明くる日会ったら、きのうはこういうことでウェルビジョン九州と一緒にいってらおうと思って電話したんですけども、あなたが出なかったから自分だけで行きましたとか、ほかの人と行きましたということだったらわかりますよ。何の話もあっていないでしょう。何でそういうそをつくんですか。

町長（武廣勇平君）

実際お電話していたのは、確かにウェルビジョン九州の部分についてのお電話をしていたということでありました。これについて、確かに後日、電話に出らんやったら呼びかけをなささいということであろうかと思いますが、そこについては、確かに私の対応が十分行き届いていなかったと思います。ただし、これは住民不安の解消ということが最も大切なことでありまして、今後についてはお呼びかけを、お電話じゃなくて、対面した際に行うようにさせていただきたいということで御容赦いただければというふうに思います。

5番（中山五雄君）

今、町長はウェルビジョン九州の件でということでは言われましたけれども、それはあなたのいろいろ言い方によって、それはそうかもしれませんけれども、私にはそうはとれておりません。あるいろんな部分があって、その件で電話されたかなと、でも、あした会うからいいかなと。でも、明くる日は会っても何一つその話もない。夕べ電話したけどこうだったという話もない。それで、きのうはウェルビジョン九州に行くための電話だったかなと私がとれますか、いかがですか。

町長（武廣勇平君）

電話の着信につきましてどういう内容であったかは、受信者からすれば察することはできないだろうと思います。

5番（中山五雄君）

最後にもう一言だけ言わせてもらいますけれども、私の電話は留守電が入ります。あなたは昔、留守電に入れておったこともありますよね。そういう大事な話だったら、どうして留守電に入れてもらえないんですか、いかがですか。

町長（武廣勇平君）

その時点で連絡したときは、また後日御連絡すればという考え方であったと思います。留守電にしっかり残して、翌日しっかりお話しするという対応が一番誠意のある 誠意といえますか、一番賢明な姿だったというふうに反省いたしておりますので、御容赦いただければというふうに思います。

5番（中山五雄君）

先ほど町長が後日と言われましたけれども、後日ということは、明くる日会ったら言えたでしょう。違いますか。

以上です。もういいです。

議長（吉富 隆君）

5番議員は、もうこの件についてはよろしゅうございますか。（「安全安心の町づくりについて質問いたします」と呼ぶ者あり）

5番（中山五雄君）

これは町長にお願いですけれども、本当に上峰町をよくするために、上峰町の安全・安心の町づくりのためにも、町長が言葉で言ったことはきちっと実行をしてもらいたいと、最後にそのお願いをして、町長の答弁を聞いてこの質問を終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問にお答えいたします。

安心・安全の実現というのは、本当に周辺地域の、このポートピアに関してもお願いでございます。また、周辺地域以外も注目されていることだと思っております。これについては、私どもはもう強く要望していくということしかございません。みやき町長さんのほうからその旨を受け付け、環境委員会に諮るという御回答もいただいておりますので、本当は環境委員会に直接、町から代表者が入れる形がとれば一番いいんだろうと思いますが、その旨も含めて強く要望をしていきたいというふうに思っております。

全体的には、この町内、ほかの安心、安全の部分でさまざまな課題というものはまだあると思います。これまで町政一般として広く、先ほど申しました一戸一灯運動にしても、安心、安全な町づくりの確保について施策を進めてこられたところでございまして、これは本当に大きな成果を見ているところでございます。今後についても、そうした成果というものをきちっと数字で理解しながら、さらなる工夫というものを加えて、この上峰町における安心、安全を確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

5番中山議員、これでよろしゅうございますか。

じゃ、先に進みます。

財政について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の財政についての御質問でございます。

まず1つ目として、財政の健全化に向けての改革はどのようにしていくかという御質問をいただいております。これについてお答えをさせていただきたいと思いますが、平成22年度において、今現在、財政の改革検討委員会において検討中である事業について、実行可能なものについて予算査定段階で随時盛り込んでいく姿勢で臨んでおります。

大きく言えば、本当は町民の皆様の声を集めて改革実行のダイナミズムというか、そうしたものをつくりながら、4月の町民会議を結成して総合計画を策定した後での予算を作成したいというふうに考えておるところでございます。各種団体との打ち合わせを行いながら、22年度予算につきましては、極力サービスの低下を防ぎながら新規の事業を極力抑え、起債を伴う事業を控えることで財政の安定化、健全化というものを行うことにいたしております。

大体、すべての自治体は、基本構想と基本計画、それを具体化したものが総合計画でございますが、それが前提にあって、その中で実施計画、財政計画というものがつくられるというふうに理解いたしております。すなわち、総合計画と実施計画、財政計画との整合性というものが同時に必要になってくるわけではありますが、現在、上峰町は平成22年（230ページで訂正）まで総合計画が有効でございますして、そこでの整合性を保ちながら、財政の計画策定というものを考えなければいけなかったわけでございます。私としては、いろんな障害もありますし、来年の総合計画の策定に当たり、この財政検討委員会で前段で検討していただいている計画を盛り込み、整合性を保ち、町として本当に改革というものに町民の皆様の意見も含めたところでの取り組みというものをつくっていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、上峰町財政改革検討委員会を4月に立ち上げるとのことだったが、どうなっているのかという御質問についてもあわせてお答え申し上げます。

これはちょっと上峰町民会議のことだと思いますけれども、これは町民会議というものの素案というものを既につくっておきまして、この町民会議の意見を前段で、今、庁内で議論しています上峰町財政改革検討委員会等の意見も含めたところで議論しながら、総合計画の策定をしていきたいということでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

財政の健全化に向けてということで、課の統廃合を今回はやるということでございますが、

その辺、統廃合をどのような形でやられるものか、答弁をひとつお願いします。

それと、町民会議では現在やっているということで、財政改革検討委員会というのを一緒にひっくるめてやっていくということでございますけれども、もう少し具体的に中身の説明をお願いしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問でございます機構改革につきましては、現在、これは9月時点ですが、職員数が75名、うち現業職員が6名、内訳として、課長職15名、副課長職13名、うち1名が広域派遣でございます。係長職が22名、うち3名が広域等派遣でございます。一般職が19名、うち1名が広域派遣及び現業職員6名となっております。

以上のように、係長職以上50名に対し、一般職及び現業職員25名となっております。役職者が職員全体の3分の2を占めているというのが現状です。副課長及び係長については一般事務を担っており、管理職等として位置づけた職務でなく、役職が多いゆえに円滑な人事異動の妨げとなっておりますというふうに理解いたしております。

事務事業の多様化に応じた組織をつくり、職員採用を今現在、ことはやっておりませんが、組織としての機能を本当にもっと十分に発揮させるためにも、この機構改革が必要であるというふうに考えております。大体、この地方自治体の業務というものが、多様化、複雑化してきております。その中で、この実働の職員さんに対する負担というものもかなり大きくなっておるという中で、なるべく課に十分な人が集まる形であるということは、同時に課の縮小というものも考えなければいけません。そうした中で議論を進めておるところでございます。これについては行政の運営に支障がない時期に合わせて実施いたす予定にしております。

続きまして、財政改革検討委員会の詳細についてということでございますが、具体的には、これは係長職の皆さんに委員になっていただき、その中で議論をしていただく中で、私が今、案をいただきまして、これを課長会を含めたところで、さらにより実現可能な案というものを策定していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

そしたら、ホリカワ産業の跡地270,000千円、これは23年の3月末までに返済をしなくちゃなりません。あと10カ月程度ですよね。これは到底返すことができないと思うんです。借りかえをお願いしているところじゃないかなと思っておりますけれども、その借りかえをどういうふうな形で、270,000千円を幾らと幾らに分けてどういうふうな形で借りかえをされるものか、答弁をお願いしたいと思います。

企画課長（北島 徹君）

おはようございます。幾らと幾らに分けてかというお尋ねでございます。

ホリカワ産業の跡地につきましては、御存じのとおり、起債を起こして内陸工業用の造成事業として行ってまいりました。これにつきましては、先ほど御指摘のように資金繰りができないということで、まず廃止をするということにいたしております。

この廃止に伴います先ほどの御質問ですが、概数ですが270,000千円につきましては、150,000千円の新たな起債を起こしてその財源に充てたいと。それから、財政調整基金から57,000千円持っていきたいと。それから、22年度予算の一般財源の中から50,000千円、それと、特別会計の減債基金のほうで積み立てております13,000千円、合わせまして270,000千円にして返済をしたいというふうに考えておるところでございます。起債が150,000千円、それから、財調から57,000千円、一般財源から50,000千円、減債基金から13,000千円、合わせまして270,000千円でございます。

以上でございます。

5番(中山五雄君)

起債が150,000千円と、これは借りがえ分ですよ。これは10年間の分割で払うということとで、そしたら、年間16,000千円ぐらいですかね、それを返済すると。あとは財調とか一般会計、それからその支払いをするということですけども、これは財調あたりを積み上げてやっている中で、ホリカワ産業跡地の分で払ったら、すぐなくなるんじゃないですかね。その辺の今後の対応をどのようにされていくものか、答弁をお願いしたいと思います。

企画課長(北島 徹君)

御指摘の点でございますが、財調につきましては21年度末に積み立てを予定しております。それで、21年度末におきまして、おおむね170,000千円ぐらいを積み立てたいということで考えておりまして、その中から先ほど申し上げました57,000千円を取り崩して、このホリカワの問題の解決に充てたいというふうに考えております。

それで、起債がすぐなくなるんじゃないかというお話でございますが、確かに今後3年間を見ましても、各組合の負担金の増が七千数百万円ぐらいでございます。そういうものに充てるためにも、その基金はなるべく積み立てて、そういうもの、将来的な負担が目に見えている部分がございますので、それに充てたいというふうに考えております。

22年度につきましてはそういうことを考えておりまして、今現在、23年度以降のどういうふうな情勢になるかというのが、皆さん御存じのように非常に不明確な点がございます。ですので、財政当局としましては、少しのお金も節約して積み立ててそういうものに充てていきたいということで考えておりまして、今後とも数年間は厳しい財政運営が続くというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

5番(中山五雄君)

今年度は何とか乗り越えていっても、23年度は予算が不透明ということで、今、企画課長

のほうから答弁をされましたけれども、これは少しでも財調を今後積み上げていかないと、上峰は大変な町になりやせんですかね。早期健全化団体に入りはしないかなと非常に心配をしております。

それと、課の統廃合ということで、参事ができると思うんですよね。その辺の対応は町長、どのように考えておられるか答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問でございます。

機構改革につきましては、参事というものを含めて議論、検討はいたしております。しかしながら、まだ参事の役割というもの、また、さまざまな明確にしなければいけない部分というものもございまして、今、参事を必ずつくるというふうに決定しているわけではございません。

以上です。

5番（中山五雄君）

議案審議の中で、それはまた私は質問をしていこうと思っておりますけれども、参事ができるということは、要するに部下のいない課長ができるということですよ。その分についていろんな方向性があると思うんですけれども、その辺の検討もきちっとやってもらわないと意味がないんじゃないかなというふうに思います。

それと、この財政というのは、これは今、上峰町が佐賀県でも一番悪い状況の中にあります。鳥栖・三養基西部環境組合あたりでも、22年度が25,244千円負担金を今払っております。23年度は29,699千円です。24年度からは37,124千円支払いをしていかなくちやなりません。どんどんふえていきます。

それと、ホリカワ産業跡地、結局150,000千円の借りかえ、これは年間16,000千円ばかりの支払いをしていかなくちやなりません。今の財政改革のあり方で、これはあと何年もてるかなと非常に心配しております。もう少し具体的に、ここをこうやって、例えば、職員さんたちの給料をカットして、その分はここに持っていきますよとか、議員の報酬をカットした分はここに持っていきますよというような形が全く見えていないもんですから、どんぶり勘定みたいな感じにしか、私は受けとめられない部分があるもんですから、その辺の答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問でございますが、機構改革につきましては、おっしゃるように参事というものを含めて考えておりますが、これはおっしゃるように意味のない機構改革になってはいけないと思っておりますので、先ほど申しました視点で町行政が円滑に進む、しかも職員負担が少なく、しかも町民の皆様にとって効率がよくていいサービスを提供できる組織機構というものを考えていこうというふうに思います。

また、行財政の改革について、場当たりのだという御指摘かもしれませんが、おっしゃるように、これは計画行政という視点でいきますと、先ほど申しましたとおり、総合計画、基本計画、基本構想、そうしたものと、この財政実施計画が整合性をしっかりととることが大切だと。しかしながら、これはどの自治体も、特に小規模な自治体におきましては、そうしたものの整合性をとりにくいという側面もございます。こうした整合性をとるための行財政経営計画のシステムに莫大な費用がかかると。しかも、それは計量経済学とか、そうしたものを駆使してのシステムを構築した上でないと進められない。だから私どもは、財政担当者のできる範囲内で計画行政を進めていくための財政の工程表というものをつくっていききたいというふうに思っております。

おっしゃるように、時間がすぐできるようなものだと私は当初思っておったわけですが、これは本当に変数係数のつくり方、そして予測をしなければいけませんし、しかも、その予測に責任を持たなければいけません。その視点ではなかなか難解なものであるというふうに理解をいたしまして、ことし1年かけてしっかりと町民の皆様の声を受けながら、そうした財政計画をつくっていかねばいけないというふうに考えております。

私がここで率直に申しますと、昨年、実はこの計画というものをつくりたいと思っておったわけですが、変数係数というものを考える際に、政権も交代しております。そして、補助事業等の採択というものも制度自体が大きく変わるということで、この22年に先送りすることで先送りと申しますか、ぐあいを見ることで、そうしたものがはっきり見えてくるんだろうという直感もいたしました。よって今年度、その部分について工程表づくりというものを、町民の皆さんの意見も取り入れながら考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

これが最後の質問になりますけれども、本当に町民に負担がかかる前に本気で財政改革をやらしてもらわないと、町民にかなりの負担がかかってくるんじゃないかなと思います。非常にその辺心配されております。私も心配しております。4月からごみ袋一つにしても5円上がりますよね。そういうことで、負担がこれから徐々にかかってくるんじゃないかなと。だから、住民の方たちも今の内容すべてを説明して、我慢してもらうところはしてもらって、やっぱり自分たちのお金を本気で出さなくちゃいけなくなったら、だれでも不平不満が出てきますよ。だから、その前に改革をぜひやっていただきたいなと思っております。

最後の、その分については答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問でございますが、この場当たりのでない計画工程表をつくるのが、議員がおっしゃる要求に本当にこたえることであるというふうに考えております。町長査定

で、今年度につきましては予算を策定させていただきましたが、今後、工程表をつくり、そのとおりにですね、逆に言うと上峰町マニフェストと言ってもいいかもしれませんが、そうしたものを町民の皆さんにもお示しすることが、取り組む姿勢、そして信頼の醸成というものにもつながるといふふうに考えておるところでございます。

今後については議員の御指摘を十分組み入れながら、本当に実効性のある計画の策定というものを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

では、先に進みます。

教育問題について、執行部の答弁を求めます。

教育課長（大隈忠義君）

皆さんおはようございます。教育問題について、いじめはあっていないのか、また、不登校の生徒はいないのかという御質問について回答をさせていただきます。

まず、いじめはあっていないのか。このことにつきましては、昨今、いじめによる自殺とか、テレビ、また新聞、マスコミ等でも大きく取り上げられ、いじめが学校教育における大きな問題となっております。こういったことで、我々教育委員会といたしましても頭の中に置きながら、毎月、小・中学校の校長さんを含めたところの月例会を開催しているわけなんですけれども、その中でも、こちらのほうから御質問をし、いじめの問題についても聞いておるところでございますけれども、結論から申し上げますと、上峰の小・中学校においてはいじめはあっていないというふうなことで聞いております。

いじめの問題につきましては、以上でございます。

続きまして、不登校の生徒はいないのかという御質問でございますけれども、不登校につきましては、小学校1名、中学校6名ということで、名前がこちらのほうにも報告がっております。

不登校の理由といたしましては、小学校の1名の児童につきましては母子分離ができていないというふうなことで、対策としては、昨年からも実施しておりますけれども、保護者との懇談、家庭訪問、電話連絡等を実施し、また、スクールカウンセラーとも連携を図りまして対応をしているところでございます。

中学校の生徒の不登校の理由といたしましては、心因性というふうなことで、家庭生活に起因するところの家庭の不和、また、離婚等の問題が起きた中での急激な家庭環境の変化、また、学校における居場所がないとかいうふうな、そういった問題の中での心の中に病が宿るといふふうなことで、心因性というふうなものであります。その対策といたしましては、小学校と同じく保護者との懇談、また家庭訪問、電話連絡等を実施しております。また、中学校においては、さっきここでも述べました原因のほかに、中1ギャップ対策というふう

なことも視野に入れ、不登校生徒の指導、支援に取り組んでいるところでございます。

小・中学校とも不登校対策としては、学校に行きたくなるよう、それぞれの児童・生徒に居場所があり、授業がわかり、楽しい学校をつくることが何よりも大切であるため、児童・生徒の理解に基づく細やかな生徒の指導や、道徳教育を基本とした教育活動とともに、わかる授業づくりにも取り組んでいるところでございます。特に中学校では、学校生活のアンケート調査をもとに生徒の生活改善を図ったり、スキル教育などにより生徒が存在感を感じるような活動を工夫したり、また、体験と関連づけた道徳教育を進めたり、わかる授業づくり、学力向上週間などの設定により学力向上に努め、生徒が行きたい学校づくりに取り組んでいます。

不登校防止、解消の取り組みは、心因性のケースを多く抱える中で大変な労力と専門性を要するものなので、実効性のある取り組みを進めるために、学校、家庭、地域、関係機関の連携は不可欠なものだと思っております。そうしたことで、小・中学校とも不登校対策として担任一人で抱え込まないように、主任、担任、養護教諭、また、教育相談の担当教諭が連携し、組織的に指導、支援を図りながら、スクールカウンセラーによる相談も取り入れ、専門的な対応も行っておりところでございます。

そういったことで、中学校では現在2名の生徒が改善の兆しを見せております。欠席日数も少なくなり、保健室で1日を過ごせるようになってきております。養護教諭や教育相談担当等の連絡により、自分で1日を過ごせるプランを決め生活させるようにし、自主性を大切にしながら教師がチームを組んで指導に当たり、家庭との連携もうまくいったことが改善につながったかと思われまます。このことは、今までの学校の指導のあり方が間違っていなかったあかしたというふうに思っておりますところでございます。

いじめ、不登校生徒はいないのかにつきましては、以上でございます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の御質問3点目でございますが、教育問題について、3番目の教育委員の選任についてお答えをさせていただきます。

教育委員の選任につきましては、さきの9月議会以来だったと思っておりますが、依然として教育委員の選任ができていない。4月からですね、教育委員は3名の委員さんによってなされております。これは大変問題でございまして、教育につきまして、町として十分な配慮、対応をしていく必要があるというふうに考えておりますが、教育委員会が本来の機能を発揮するためには、教育委員に適材を得ることが不可欠であります。その点で、任免権を持つ首長や承認を行う議会の責任も大きいと思っております。

教育委員の選任に当たっては、従来慣行にとらわれず、地域住民の代表として教育行政に深い関心と熱意ある人材を登用するつもりでありますけれども、なるべく早い段階で、この委員の選任同意をいただく方を提案するというふうに努めてまいり所存でございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

先ほど答弁がありましたけれども、まず1点目に、いじめはないということで答弁がありました。2点目に、不登校の生徒はということで、小学校に1名、中学校に6名だったですよ。不登校というのは、家庭内の問題とか、学校に居場所がないということで答弁をされましたけれども、学校に居場所がないということはいじめにならないんですかね。その辺の答弁もお願いしたいと思います。

それと、教育委員の選任、これは今現在3名ですけれども、月に1回教育委員会の定例会があっていると聞いておりますが、これは3人と5人ということで、いろんな知恵も5人あれば余計出てくるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の影響はないものかどうか、お尋ねをします。

教育長（吉田 茂君）

5番中山議員の回答をいたします。

先日は、中学校の卒業式に皆様御参加いただきまして、ありがとうございました。ごらんいただきましたとおりでございまして、私どもとしては大変落ちついた卒業式ができた、そう思っています。他校と比較するのは大変失礼かとは存じますが、上峰中学校の卒業式は毅然たる態度の中に、生徒たちも、送迎する2年生以下も、それから出ていく3年生も、自分たちの悲しみを見せたり、喜びを見せたりしてくれていました。そのことは、いじめが少ないということにもつながると、そう思っています。

顕在化したいじめはありませんでしたので、私はもうデータ上は小学校、中学校からの報告を受けた数字を今、課長は申し上げたところでございます。なおかつ不登校につきましても、大変ぶしつけな言い方ではございますが、3年生がその中に4名おりまして、この4名は先日をもって卒業していくことでございます。そういった意味では、ただ6名出たということも皆様御理解のとおりですが、どうしても3学期の終わりに、それも卒業前の2週間ぐらいになって子供たちがぐらつき始めるわけですね。そこにはしっかり学校側も、あるいは保護者会の中には父親委員会というものをつくっていただいております、皆様ごらんいただいたと思いますが、卒業式の日には父親委員会の皆さんたちが全員そろって校門の前にいるんなパトロールをしていただいております。そういったぐあいに、私ども教育委員会と一致団結して物事をうまくやっていくように図っているところでございます。そのことが1番、2番の回答に対する補足でございます。

3番目の教育委員につきましても、早く私どもも町長サイドに要請をいたしております、やっぱり5番議員のおっしゃるとおり、3人よりも5人、文殊の知恵だと、そう私どもも受けております。とりわけ、その5人の中には、保護者を代表する女性とは限りませんが、保護者を代表する方、とりわけ今2対1で男性、女性があるわけなんです、若い女性の意見

も取り込むようにというぐあいに法的にも指導がなされておりますので、ぜひその実現に向かって町長サイドでリードしていただくように要請しているところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、教育長のほうから、教育委員のほうも少しでも早く5名になしてほしいという意見が出ましたけれども、私も全くそう思います。その辺は町長にお願いして、早急にでも決めてほしいなと思っております。

それと今、教育長の話では、上峰町はいじめが非常に少ないと言われました。それはもう大変いいことだなと思いますけれども、少ないということは少しはあるということですかね。たとえ1人でもあれば、いじめに遭っている人は大変だと思いますし、その辺の対応はどのようにされているものか、答弁をお願いします。

教育長（吉田 茂君）

5番中山議員に回答を申し上げます。

表面的に計数として、毎月私どもは教育事務所を經由して県へ報告することになっているわけなんですけど、表面的な数字としてはあらわれてきておりませんが、私どもが耳にする範囲内では、保護者サイドに立つと、やはりこれはいじめではないかという、どうしても自分の子供がナイーブになっておりますといじめに見えてくるということだと思います。私どもは教育委員会委員、あるいは課長、副課長みんな含めて、給食会、あるいは授業参観に努めて出ていっております。そこで保護者の皆さんたちに状況等を何か機会を設けていたしますと、どうしても四角張った意見になりがちなので、そうでない通常スタイルの中で保護者たちの意見を聞くようにいたしております。

事例的には、うちの子供がちょっとたたかれたというような意見が出てくるわけなんです。大変ぶしつけな言い方ですけど、昔であれば子供の打ち合いぐらいはたくさんあった事例でございますけど、現状と言うべきか昨今の状況では、ちょっとたたかれたぐらいでもやっぱりいじめに遭っているというぐあいに、保護者はマイナスに考えてその発言をすることがあります。そういった場合は、私どもの段階では努めてその保護者の方に、「それは自分のサイドをもう一度反省してみられたらどうですか。何か自分の子供さんのほうにもいじめに遭いそうなポジションがありませんか」という提案をして、その解決を図っております。物事が大きくなるように努めてやっておるところでございます。

大きい問題としては、その保護者の方に、スクールカウンセラーに話を持っていったらどうですかと、そういう提案等もしたこともあります。しかし、それは大きな問題とはなっておりませんので、今の段階ではゼロ回答をしておりますけど、ないとは私どもも思っておりません。小さい形では、やっぱり大きくなるかなという懸念があるときはすぐ手を打つようにいたしております。

以上です。

5番（中山五雄君）

教育長にお願いですけれども、今後いじめがないように、目配り、気配りのほどをひとつよろしく願いしておきます。

もう時間も余りないようですけれども、校長は県の教育委員会が決めるそうですよね。教師は上峰町の教育委員長を初め、教育委員会の方たちが決められるということでもありますけれども、いい教師を呼ぶためにどういうふうな努力をされているものか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。よりよい先生に来てもらえれば、子供たちの将来にも非常にプラスになるんじゃないかなと思います。

時間が余りないもんですから、あと1回だけ質問をしたいと思います。簡潔に答弁のほどをよろしく願います。

教育長（吉田 茂君）

事例を申し上げますが、先月、私どものところに県の副教育長がお見えになりました。副教育長が学校訪問されるというのは、年間の中でも三、四回と聞き及んでいます。その三、四回のうちの一つに、私どもの中学校訪問があったわけです。中学校のほうでは、「教育長、北風副教育長が見えるそうですよ」。この副教育長は、文科省から来られている40代の若い人なんですね。キャリアマンでございまして、来校早々、この町が非常にメディア的にも大きく取り上げられているし、プライベートなことではございますけど、教育長も民間から来ておられるというぐらいのことは自分でちゃんとチェックをかけておるので来られたらうというぐあいに私どもは類推しておりました。

その中で、ずっとつぶさに見ていただきました中で、最後に反省会をしたわけなんですけど、キャリアが来られたときの反省会というのはせいぜい10分ぐらいで終わるわけなんですけど、今回は30分ぐらいかけていただきました。非常に自分が反省したということを書いていただきました。メディアで一等最初に申し上げられたとおり、非常に取り上げられているので危惧の念いっぱいこの学校を訪問したけど、生徒たちは非常に落ちついて対応しておられた。

私ごとで大変恐縮ですけど、とりわけ教育長は目じりが下がって、生徒のそばに対応していただいていたというぐあいに、お褒めの言葉なのかどうかと私は危惧しながらですけど受けとめて、私は生徒たちの一人一人の授業のときに、ほんのそばに行って、「あなた、ちゃんと宿題できているわけだから手を挙げて答えなさい」、やっぱりおとなしいから返事はできずに、自分は書いているけど返事をしない子がいるわけですね。そういったことには後押し後押しして、学校、教室全体がうまく活性化するように持っていつているというところを評価していただきました。そのことは、教師も含めてではございますが、やっぱり校長がかわれば学校が変わるという言葉があるというぐあいに、私の耳にも聞き及んでいます。それ

だけでは不十分だとは思いますが、校長がかわったから学校が変わるというのは余りにも唐突だとは思いますが、そうかもしれません。

したがって、今ちょうど、ほとんど2日置きに教育事務所で異動の会議をいたしております。この議会が終わりますと、2日置きに5時以降に事務所に、私どもは三神教育事務所ですけど、そこに行って会議をしております。いい先生を迎えるようにと、5番中山議員からの御指摘のとおりでございますので、事実そういった努力をしておりますが、そのためには校長、教頭からいろんな情報を、私はまだそういった意味ではすべてにわたって情報を持っているわけではありませんので、担当である校長及び教頭、あるいは主幹から情報をつぶさにいただいております。かつまた迎えた以上は、私がモットーにしているのは、迎えている教師の一人一人が一生懸命取り組むと。私はできないとか、そういったことのないような教師に育つようにこれからも指導していこうと、そう思っています。

失礼しました。

5番（中山五雄君）

今、教育長の答弁の中で、いい校長さんが来られたらいいほうに変わるということで答弁をされましたけれども、よりよい先生が来られれば、またそれも変わるかなと思います。その辺を、ひとついい教師を迎えていただけるよう努力をしてください。

最後に、今まで介助員の方はボランティアでされていたと思うんですね。今後、臨時か嘱託でされるような話を聞いておりますけれども、その辺いかがですかね。時間がないものですから、簡潔に答弁を。

教育課長（大隈忠義君）

介助員がボランティアでというふうな御質問ですけども、現在、介助員ということで、小学校においては2名の介助員ということで臨時で雇っております。ボランティアというふうなことでの業務ということではしておりません。今言うように、介助員ということで臨時を雇っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今まではボランティアじゃなかったんですか。臨時でされていたんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたらいいですけども、今後ともいろんな財政難で厳しいですけども、削っていいところと悪いところとあると思いますから、町長、この辺は大いに金をかけてでも、将来の子供たちのためにも努力をしていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（発言する者あり）町長、執行部の答弁が要るそうですよ。

町長（武廣勇平君）

おっしゃるように、今回の予算も含めて削っていいところと悪いところがあるということでございます。町民サービスの低下を防ぎながら健全化をするということが難しい部分ではございますが、おっしゃる指摘を受けながら、検討をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

5番中山五雄議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩をいたします。休憩。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。8番伊東盛雄君、お願いをいたします。

8番（伊東盛雄君）

皆さんこんにちは。8番伊東盛雄です。

まず、町の行財政改革について。

20年度決算で、県内ワーストワンの実質公債比率23.7%の状況です。財政状況で、22年度予算における財政改革の基本的な考え方はどのようになっているかお尋ねします。

それから、中長期の財政計画はどのようになっているか。

それから、先ほど5番議員の質問と重複しますが、ホリカワ金属跡地の工業用地の借り換え及び返済の細部計画はどのようになっているか。

それから、行政改革として課の統廃合、町長は施政方針で述べておられますが、基本的な考え方。これは現在15課あるわけですけど、これをどのくらい減らすのか。

それから、大きな2番目として、滞納対策について。

町税及び国保の滞納繰越額の年度ごとの金額と件数はどのようになっているか。

それから、21年度から始まりました佐賀県の滞納整理推進機構による処理件数及び金額はどのようになっているか。

それから、3番目、町独自の滞納処理の仕方はどのようにならされるか。

以上を質問しますので、よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

町の行財政改革について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

8番伊東盛雄議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

質問事項1の町の行財政改革について、私のほうから と と につきましてお答えをさせていただきます。

平成22年度予算における財政改革の基本的な考え方はどのようになっておるかという質問でございますが、今年度は、施政方針でも述べましたけれども、町民へのサービスの提供を維持し、かつ財政の健全化、安定化というものを図るために、基本的には、極力新規の事業を行わず、起債を伴う事業を控えるという形で予算査定を行いました。同時に、22年度につきましては、大きな総合計画のもと、この改革大綱というものもございまして、その範囲の中でやって町長査定をしたわけでございます。

今後につきましては、先ほど申しましたように、しっかりと健全化に向かう工程表づくりというものを策定していかなければいけないだろうというふうに考えておるところでございます。

続きまして、中長期の財政計画はどのようになっておるかということでございます。

社会経済の環境の変化を直視しつつ時代の要請にこたえるためには、自治体の計画行政の推進が不可欠であると私も考えております。と同時に、効率的な行財政運営を図らなければならないことは、改めて言うまでもないことでございます。

計画行政を推進するために、行政計画の根幹である総合計画に基づき、総合計画を計画、管理、進行するために、財政関連計画として重要な中期財政計画を策定することによって、実効性のある財政関連計画を機軸に計画行政を進めていかなければならないと思っております。ことし（230ページで訂正）総合計画を策定するわけでございますが、そこでの整合性をしっかりと考えながら、財政健全化の工程表というものも考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、機構改革、統廃合の基本的な考え方ということでございますが、先ほど5番議員の御質問に対してお答えいたしたとおりでございますけれども、職員数75名の中で3分の2を役職者が占めているという形を普通のあり方に変えていくために、現在検討を進めておるという段階でございます。参事というような御発言もありましたが、参事というものの役割というものをしっかりと定めて、町民にとって効率的で、かつ職場内におきましても一つ一つの業務につきまして、支え合うような、そうした形を模索している最中でございます。以上です。

8番（伊東盛雄君）

21年度の起債未償還額は9,511,000千円あるわけですね。それで、22年度一般会計で、

いわゆる町債、借金ですね。これが440,000千円、それから公債費、いわゆる返済額は505,000千円。

で、私の手元に資料がありますが、一般会計では、計画表では487,000千円返済するようになっておるんですが、実質は、返済は確かにしているんですが、借金をしている。だから、差額は1億円ぐらいしか返していないことになるんです。これでは、借金がなかなか減っていかない。借金は計画どおり絶対返さなきゃいかんけど、公債費と町債を差し引くと1億円弱しか減っていないと。そういうのをどのように考えておられるか、お尋ねします。

町長（武廣勇平君）

先ほど、伊東議員の質問事項1、町の行財政改革について、3番目のホリカワ金属跡地の工業用地の借り換え及び返済の細部計画はどのようになっているかという分につきましては、詳細は後ほど担当課長から説明いたします。

加えまして、今いただきました御質問でございますが、これは償還計画、実際立てておるものの臨財債等の発行もございます。その意味で4億円発行をしていったら、実質的な返済は1億円ではないかという御指摘でございます。

おっしゃるように、償還計画は立てて償還は行ってはいるものの、一方で、そうした臨時財政対策債等の起債によって歳入を組み立てておるわけでございます。臨時財政対策債は地方債で、国の地方交付税の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体みずからに地方債を発行させる制度であり、形式的にはその自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるという、実質的には地方交付税の代替財源というふうに本町としては考えておるところでございます、そのように定めておられます。

だからといって交付税の増額部分につきましては、その臨財債の部分も相当の額があると思いますので、今後、きちっと財政調整基金等に充てていくという視点が必要であろうと思いますし、来年度財政計画を立てる上で、そうした視点を踏まえながら行政の計画行政を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

それでは、まず伊東議員さんよりお尋ねの町の財政改革、そのうちの の御回答をまずさせていただきますと思います。

質問事項、町の行財政改革についての ホリカワ金属跡地の工業用地の借り換え及び返済の細部計画というものはどういうふうになっているかというお尋ねでございます。

このことにつきましては、2月9日と3月1日、議員さん皆さんの議会全員協議会の貴重な時間をいただきまして説明する機会をちょうだいいたしました。まずお礼を申し上げたい

というふうに思います。

これまでの内陸工業用地等造成事業、ホリカワ跡地のことですが、経過等につきましては説明いたしておりますので割愛をさせていただきたいというふうに思いますが、当該事業は、資金の手当てのめどが立たず事業の継続が困難であることから負債の整理を伴う事業の廃止を行うというものでございます。本日お手元のほうに配付しております、新たにつくりました資料に基づきまして御質問にお答えしてまいりたいというふうに思っております。

企画課提出資料、内陸工業用地等造成事業（ホリカワ産業跡地）の廃止に伴う精算についてというものをごらんいただきたいというふうに思います。

まず、この一般会計のところでございますけれども、5月に起債申請というふうに書いております。この5月に第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請を予定いたしております。この申請に基づきまして下のほう、9月ですが、9月には佐賀県知事の許可をぜひいただきたいというふうに考えております。その許可がおり次第、民間の金融機関から150,000千円の起債を一般会計で起こしたいというふうに考えております。起債の額に、財政調整基金からの57,000千円、それから一般財源から捻出しました50,000千円、合わせて257,000千円を工業用地取得造成分譲特別会計へ繰り出しをいたします。

特別会計では、この一般会計から繰り入れられました額に、工業用地取得造成分譲事業減債基金からの13,000千円を加えまして、270,000千円の企業債の借金の繰り上げ償還を実施して、精算をいたしたいというふうに思っております。この後、10月1日に特別会計は廃止をいたします。これによりまして、特別会計の財産であったというものは、一般会計に帰属をしております。表に書いておるとおりでございます。したがって、ホリカワ産業跡地につきましては、一般会計の管理下の町の普通財産というふうになってまいります。その後、このホリカワ産業跡地は普通財産の処分案件といたしまして購入希望者を募っていくというふうになってまいります。

また、この一般会計における150,000千円の起債の償還方法というものは、10年間の元利均債と、元金と利子を一緒に返すというふうになっておりまして、表に書いております23年度のところでございますが、償還金は年額で16,625千円というものを予定いたしておるところでございます。

ホリカワ産業跡地につきましては、以上でございます。

引き続きまして、先ほどの起債の関連で、返しているけれども借りているということで、1億円ぐらいしか減っていないじゃないかというお話でございますけれども、起債のピークが平成15年度にございます、117億円ございました。それから見ますと、累計で今現在、こちらの手元に持つておる資料によりまして、平成22年度末で96億円ということで徐々に減ってはきております。おりますけれども、この起債につきましては、先ほど町長のほうから説明を申し上げましたように、地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債というもので交

付税のかわりに借金をしてもいいというような制度が、平成13年度から実施をいたしてありまして、この借金 借金と申しますか、この起債がかなり多額になってきております。これにつきましては上峰町だけではございませんで、地方公共団体ども、この臨財債の起債の償還と申しますか、返済に追われているという状況になってきてありまして、それに加えて、今現在、このような景気が悪いというようなことで、非常にどこも苦労をしているという現状でございます。

今、議員おっしゃいましたものは、要するに1億円しか返していないということございまして、今後のことということでございしますが、今後、この借金がまだまだかなりございしますので、今後とも財政を引き締めてやっていくということが続くというふうに思います。その中で、どのように町のサービスをうまくやっていくかということで、今後ともそういうことに目を配りながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

交付税のかわりに臨時対策債というのが22年度は290,000千円来るわけですよ。そして後年度、交付金でこれを面倒見ると。現在、もう13年から始まっているわけですから交付金来ています。当然、臨時対策債の分が交付金の中に入っていると思うんですよ。それは別個にして、返済分は別個にして処理していけばいいんだけど、一般会計でそれを使い、交付金がふえたからといって使いよったんでは、借金の返済に回す金はないわけ。

それでお尋ねしますけど、交付金というのは、税収の多いところ、少ないところ、そのバランスを保つために、国は調整資金として交付金を各地方公共団体に渡しているわけですけど、いわゆるそういうのを交付金の中で真水と申しますけど、真水は大体今年度どのくらいあるか、ちょっと回答をお願いします。

企画課長（北島 徹君）

お答えをしたいと思いますけど、正確な計数は手元にはございませんので、後もって詳しく御報告したいというふうに思いますけれども、もともと交付税につきましては、需要額に対しまして、その収入、国が定めた基準に基づきます収入、それと国が定めました基準に基づきます歳出、その差額を交付税として交付するというふうになっております。ですので、本町におきましては、歳入の自主財源率が66%、大まかに申し上げますと66%ぐらいございしますので、どうしても実際の交付税としてはね返ってくる分については、はっきり申し上げますと分が悪いと申しますか、算入はすべてされます、その制度上ですね。ですけれども、実際に来るときには、その自主財源率が高いということで、そこで調整をかけられまして、数字的にいただく金額が決まってまいりますので、仕組みとしては非常に、今現在もって分が悪いような状況になっております。数字につきましては、後で御報告を申し上げたいと思います。

8番（伊東盛雄君）

今年度の普通交付税777,000千円、前年度比約98,000千円増加していますが、これがただ98,000千円丸々一般財源に使えるというふう考えた予算の組み方ではこれは大事になる。いわゆる先ほど言いましたように、借金が全然減っていかないということになりかねない。だから、後で資料を出していただくということですけど、その真水の部分が、いわゆる臨時対策債の返済分としての交付金を差し引いたところの真水の分がどのくらいふえたかと。それが一般財源に使えるという基本的な考え方をもって予算を組んでいただかないと、98,000千円ふえたから大分楽になりましたんじゃ、これは後年度、大きな負担がかかると。

それでは次の項目で、中長期的に、そういう観点からどのような計画をされるかと。いわゆる早速、150,000千円のホリカワの借りかえでも、来年度から16,000千円の返済が出てくるわけですね。それから、御存じのとおり広域の負担金も当然ふえてくる。だから、ことし、22年度が何とかあったから、交付金がふえたから何とかできると、そこで安心しとったらとんでもないということを私は申し上げたいんですけど、その辺の答弁をよろしく願います。

町長（武廣勇平君）

8番伊東盛雄議員の御質問にお答えいたします。

今年度につきましては、おっしゃるように歳入歳出部分で赤字はとりわけ見られなかったものの、予算はつくられたものの、おっしゃるように依然としてそのような厳しい状況にあるという御指摘は当たると思いますので、基礎的財政収支、真水の部分というお話もありましたけれども、そうした部分を意識しながら計画行政を進めていかなければいけないと思っております。その上で、この計画をつくるということが大切でありまして、その際には、なるべく歳出として今出しております部分について、財調に積み立てるという視点が一番大切であろうと思います。計画をつくることに今後尽力してまいりたいというふうに考えております

以上です。

8番（伊東盛雄君）

ホリカワ金属の絡みで財調から57,000千円、現在の財調は170,000千円ほどあるということでもありますけれども、22年度の当初予算案では、財調への積立金は54千円しかないんですよ。それで、今後もう数年で、いわゆる先ほど言いましたように借金払いもふえてくる。そういう面で、22年度から倍、幾らかでも、1,000千円でも2,000千円でも儉約するという考えをもっと詰めていただきたいと。そして、財調をため込んでいかないと、町の予算では予備費15,000千円しかないでしょう。そしたら、何か大きな災害とか、流行病が大幅に出た場合には、15,000千円ぐらいではどうしようもない。そして、財調も積み切らないでは22年度だけは何とか行くからという考えは捨てて、23年、24年、25年という見通した計画を

今後立てていってもらいたい。そして、その際、まず目標としては、プライマリーバランスをゼロにすると。これを、どの辺に何年度ぐらいに置くかと、そういう目標を立てていただきたい。即23年プライマリーバランスがゼロになるとは私は思っておりません。しかし、町長はプライマリーバランスをゼロにするのは何年後ぐらいを目標にしたいというぐらいの考え方をお持ちじゃないかと思しますので、その辺をお聞かせください。

町長（武廣勇平君）

8番伊東盛雄議員の御質問でございます。

おっしゃるように、ホリカワ金属跡地の270,000千円の借りかえに際しまして、一般財源等から拠出をすることによって対応をしたわけでございます。これは、もう早い段階でこの借金につきましては返済する方向で、なるべく実質公債費比率の上ぶれをふせぐという視点で行ったところでございました。よって、財調のほうには当初 補正が今後ございますけれども、おっしゃられた現状でございます。また、負担金等の増加も、もう確実に見通したところでございまして、計画をしっかりとつくる中に、おっしゃるような基礎的な財政の収支という部分の視点を盛り込みながら計画をつくっていく必要がございます。これは今、議員からいただいた指摘で、そうした部分についても、基礎的財政収支の部分についても、その状況というものを見越した計画がつけられることを検討していきたいと考えたところでございます。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

次に、4番目の課の統廃合の基本的な考え方に移らせていただきます。

町長（武廣勇平君）

済みません、失礼いたしました。

課の統廃合につきまして、基本的な考え方は先ほど繰り返しになりますけれども、事務担当の負担がなくなるという視点、また町民の皆さんに対するサービスというものが効率よく進められるという視点、また重点施策に対する取り組みを強化するための体制の確立、そうした視点で、効率的、機能的な行政体制の再編を考えていこうと思っております。

このような今回の組織の予定しています再編の改正によって、市民本位の組織を目指すとともに、厳しい財政状況など上峰町を取り巻く環境に対応していくため、限られた財源の中で、効率的、機能的な行政体制の再編を図ればというふうに考えております。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

課長も定年を迎えられる方もだんだん出てこられるかと思いますが、今度の議会では、課の設置条例の改正案は出ていないんですね。ただ、4月に定年の方が2人おられますけど、実施をするならば、とりあえず条例改正までは兼務、課長が2つの課を兼務してあると。国

でも、大臣が3つの省の大臣をしたことあるでしょう。そういう、いわゆる兼務をしてだんだん統合していく。そして、いわゆる幾つぐらい減らしたいと思っておられるかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。条例改正は後でいいですよ。

町長（武廣勇平君）

8番伊東盛雄議員の御質問でございます。

機構改革に伴い、課の統廃合、兼務体制というものがよろしいんじゃないかという御提案でございますが、今回、兼務体制という形で対応してまいろうと思えます。機構改革実施月、これは行政サービス、行政に支障がない時期を考えておりますが、その間までは兼務体制という形で対応をしていきたいと思っております。

また、その課を幾つにするかという質問に対しましては、今現在、なるべく三角形の本来あるべき組織の姿というものにしていくために検討をしておりますが、これは今後しっかり検討をする、まだ検討する段階でございます、その数値というものを明らかにすることはできませんけれども、必要なことは、負担となっている業務に対し、それを支え合うような形ができればというふうに考えております。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

郡内の基山町では、15の課から10の課に、5つ課を減らしているんですね。それから、みやき町も合併しましたので、課長が大分余りました。そして、みやき町の場合、余った課長をどうするかと。課長を降格することはできません。だから、いわゆる課長待遇として部下のいない、先ほど中山議員も言われましたが、参事ということで、いわゆる部下のいない課長待遇。そして、その人たちにどういうことをしてもらおうかという、財政担当の参事であるとか、合併担当の参事であるとか、そういう町長を補佐する役職を与えると。ただ、参事にしただけじゃ本人は働く場がありませんので、特命の、国でいえば国土交通大臣が北方沖縄担当大臣を兼ねているような、そういう特命の任務を与えた参事、そういうやり方があるんじゃないかと私は考えます。町長の考えをお願いします。

町長（武廣勇平君）

今、8番議員の伊東盛雄議員からの御提案と申しますか、いただきまして、まことにそのとおりだなと思いました。そうした視点を考えながら、これは法律をしっかりと考えた上でやっていかなければいけない話でありまして、いろんなアイデアをいただいて本当にありがとうございます。そうした視点を十分、機構改革に反映させていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

滞納対策について、執行部の答弁を求めます。

税務課長（白濱博巳君）

私のほうから 8 番議員の 3 点の御質問でございますが、滞納対策について。

まず、1 番目でございますが、町税及び国保の滞納額の毎年度、過去 5 年分の金額と件数はどのようになっているかと。それから、2 番目につきましては、佐賀県滞納整理推進機構による処理件数及び金額はどのようになっているかと。3 番目につきましては、町独自の滞納処理の仕方はどのようになっているかということでございますが、まず 1 点目でございますが、議員お手元のほうに資料を差し上げておりますが、その資料に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

2 枚つづりの資料でございますが、2 枚目につきましては、20 年度の決算資料の添付資料で、議員各位にもこの資料は決算のときにも資料が行っているかと思えますが、まず上段、平成 15 年度以前の分につきましては、合計を説明させていただきたいと思えますが、40,455,332 円でございます。平成 16 年度、合計の 15,223,485 円。平成 17 年度、15,808,689 円。平成 18 年度、20,406,220 円でございます。平成 19 年度、26,989,548 円でございます。20 年度につきましては、37,795,209 円でございます。合計の 156,688,483 円でございます。この分につきましては、平成 20 年度予算の滞納繰越額に組み入れている分でございます。

件数につきましては下段のところでございますが、平成 15 年度以前の分が 455 件、平成 16 年度 226 件、17 年度 248 件、18 年度 300 件、19 年度 383 件、20 年度 562 件で、合わせまして 2,174 人でございますが、この件数につきましては、同じ人が滞納の件数もあるものですから、ダブルの計上というふうなことでございます。

戻っていただきますと、1 枚目の資料でございますが、この滞納の繰越額の年度別に、今現在の収納状況を記入した資料でございますが、平成 15 年度以前の分につきましては、合計で説明させていただきたいと思えますが、682,120 円でございます。16 年度分につきましては、734,711 円。平成 17 年度、1,350,240 円。18 年度、2,402,078 円。19 年度、4,112,813 円。20 年度、12,250,920 円でございますが、この過去 5 年分の合計といたしまして、21 年度に 21,532,882 円の収納をしておりますが、この件につきましても、まだまだ差額が多額に及んでおりまして、今後の対応策につきましても全力を投入していきたいというふうなことで考えておるところでございます。

続きまして、2 番目の佐賀県の滞納整理推進機構による処理件数及び金額はという御質問でございますが、御存じのとおり、21 年度から佐賀県と市町、20 市町の中で、21 年度は 17 市町が参加しておりますが、この機構に上峰町においても 1 名の職員を派遣し、主に住民税を中心に、その方々がほかの税を持っている分についての徴収をしていただいております。ということで、これは町村とも協議をしながら徴収をしておるところでございます。

この資料におきましては上峰町の分でございますが、1 月 31 日現在という資料でございますが、まず、(A)の住民税を中心ということで私先ほど申しましたが、引受額といたしま

して10,097,900円、収入額といたしましては6,275,496円、収入率につきましては下段の62.15%でございます。そのほかに、(B)の固定資産税、国保税、軽自動車税とそのほかの税につきましては、真ん中ほどの(E)のところでございますが、3税合わせた金額が、引受額が3,732,200円。収納済額が1,043,500円。収納率といたしましては27.96%でございます。この住民税とほかの3税合わせたところ、また延滞金、督促を含めたところが一番右側の合計のところでございますが、引受額といたしまして13,891,900円。収納につきまして、そのうち7,342,496円でございます。収納率といたしまして52.85%というふうなことで、この資料の説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、3点目でございますが、町の独自の滞納処理の仕方はどのようになっているかというふうな御質問でございますが、この件につきましては、21年度につきましては、昨年でございますが、滞納者に年度当初4月と5月に合わせまして257件ほどの滞納の督促を出しました。このままでは先ほどの佐賀県滞納整理推進機構に引き継ぎますよというふうな内容も含めて、ちょっと厳しい内容での予告書というふうなことを出しました。その結果、約21,180千円程度の徴収の実績がございました。その後、県と並行して相談をしながら、相手の内容の精査なりをいたしまして、住民税を中心に選定させていただいて、93名の方を県に引き継ぎを行っておるところでございます。

町の独自の対策というふうなことでございますが、10月に滞納者へ、183名の方々に、うち誓約書をされている方々に51名、転出者へは39名というふうなことも含めまして、さらなる催告書を送付いたしました。年末にかけては、その効果があらわれまして、うちに15件の納税の相談件数がございましたし、また、その中で9件の誓約書の提出がございました。

それから、滞納整理ということで出てはございますが、昨年11月から1月にかけては、並行して滞納者への財産調査、預金調査、生命保険等の調査を、117名を対象に金融機関9行、それから生命保険会社に13件ほどの調査を実施に入りました。確定申告等々の準備等もございまして、その結果の整理作業につきましては引き続き行っておるところではございますが、内容を精査しますと1割の方ぐらいしか財産でも生命保険でもかたっていないというふうなことでございましたので、その内容につきましては、また申告明けて4月以降に差し押さえ等々の実施に向けて取り組んでいきたいというふうなことで考えておるところでございます。

滞納処分等につきましても、先ほど言いました県の滞納整理推進機構と連携をとりながら、差し押さえを前提に実施していくつもりではございますが、今後、年金、預金調査等々の差し押さえ等もふえてくるのではなかろうかというふうなことで思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。失礼します。

8番(伊東盛雄君)

佐賀県の滞納整理推進機構の成果も大分上がってはきたと思うんですけど、我が町の滞納の国保入れて150,000千円、そのうち半分が固定資産税の74,000千円。これは大きいんですよ。そして、この74,000千円が税の滞納の半分でも入れれば、実質公債費比率の分母がふえますから下がってくるわけ。だから、この固定資産税というのは、財産があるから固定資産税がかかるんであって、もう5年近くになって、あと不納欠損待ちをされるより、もう滞納整理推進機構に出さなかったほかの固定資産、全部まず差し押さえをする。そして、それから分納誓約でしょう、銀行はそうやっています。分納誓約が先じゃないんですよ、逆なんですよ。まず、差し押さえして、分納誓約をして、払わせる。そして、分納誓約どおり分割で払っていけば競売まで持っていきませんよというやり方をするわけ。だから、まず全部差し押さえをすると。そして、あと分納誓約で納めてくれたら競売までしませんと。分納誓約を守らんかったら競売しますよと、そういう手段までやらないと、この、あと時効待ちなんかで、不納欠損、不納欠損とやられたんでは、実質公債費比率も減らすことできないし、そして、まず住民に対する公平さがないというふうに思います。そういうやり方について、税務課長どのように考えるか。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。8番伊東盛雄君の一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時50分 休憩

午後0時57分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、8番議員の一般質問の答弁から再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。

税務課長（白濱博巳君）

8番議員の御質問でございますが、差し押さえをしてくださいというふうなことだったと思います。

議員おっしゃるとおりに、本当に税の公平化からしますと、まず差し押さえをし、滞納者との交渉を平等にするというふうなことで、ひしひしと感じているところでございます。私も差し押さえにつきましては、今現在、不動産関係で6件ほどあっておりますが、その中で、一昨年、実は土地、建物を差し押さえしましたところ、本人さんから、信用会社関係からですね、町で差し押さえをされているから処分するというふうなことで、びっくりされ

て、町に解除をしてくださいということで、分納誓約を取って、やむなく解除したというふうな例もございます。

そういった中で、今後につきましては伊東議員おっしゃるように、全部が全部ということにはできないかもしれません。今、国税徴収法の第48条第2項で、無益な差し押さえは極力しないようにという条文がございます。これは何かといいますと、税に優先する抵当権が多い場合がよくありますが、それにつきましては配当がないというふうなことでだろうと思っております。ただ、それも差し押さえはできないということじゃございません。して債権者と照会をし、配当がある分につきましてはそのまますると、ない場合については差し押さえを解除するというふうなこともございます。

そういったことと、また昨年、実は国民健康保険税の研修会の中で、全国レベルで、神奈川県税務事務所出身の方だったと思いますが、篠塚先生という方が来られて、私ども職員も研修したわけでございますが、上峰町の状態を見ると、まず差し押さえをなさいと、それが交渉の前提であるというふうなことも言われました。本当に議員おっしゃるような形で、そういう方向で努力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

15年以前の滞納で455件あるんですよ。それで、私がなぜ差し押さえが先かと言うのは、例えば抵当物件、金融機関から抵当物件入っていますね。この場合、町が差し押さえ、後からしてもいいんですよ、滞納があれば。しかし、それをしていないがために金融機関が抵当をとっていますね。その場合、裁判所の競売で落ちたときは配当金が生じることがあります。しかし、任意売買に切りかえられるケースがあるんですよ。そしたら、第三者にその物件は移って、もう税金の差し押さえは後からはできないんですから。だから、まず差し押さえを、金融機関の抵当権が入ってもすべきだと。そして、金融機関の差し押さえをしとけば、金融機関が競売をして第三者に移っても、その納税義務は譲り受けた人に生じますので、不納欠損には決してなりませんので、その辺だけつけ加えておきたいと思っております。

だから、余りにもですね、15年以前が455件、これは全部の税ですけど、これを不納欠損なんかしないために私は念を押して言っときますので。

以上です。

議長（吉富 隆君）

あと答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

ただいま8番議員の一般質問が終わりました。

通告順に従いまして、4番漆原悦子君お願いをいたします。

4番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。4番漆原悦子です。通告順に従いまして質問させていただきます。

まず1件目は、行財政改革です。

町長は就任から1年を振り返り、平成22年度施政方針の中で、意見の違いは当たり前と考え、さまざまな声にしっかり耳を傾ける姿勢だけは崩さず、未来に向けて努力していきたいと述べられました。予算案については、町財政運営を最優先事項として、財政健全化の実現を打ち出しながらも、町民の声、現場の声を大切に、サービスを可能な限り維持したところが特徴であるとも述べられています。

さて、皆様御存じのとおり、2月7日のテレビでは、財政難ということで体育大会、敬老会など各種行事の中止が全国放映されたところです。今回も老人福祉センターの運営変更として、おふろの全面休止や、町民プール利用中止など、住民サービス低下となる方針も数多く出されております。後日、実施の話もありますが、地域連携、住民コミュニケーションをどのようにしていけるのか、町長としての考えをお尋ねしたいと思います。

2件目は、学校教育についてです。

3月もあと残りわずかとなりましたので、新年度を迎えるに当たり、12月議会以後の学校給食の進捗状況、4月からの運営について教えてください。また、教育を含め現状の課題と新年度の取り組みについては、教育長さんにお答えいただきたいと思います。

これで総括質問を終わります。答弁のほうよろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

行財政改革について、執行部の答弁を求めます。

福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、4番議員さんの老人福祉センターなど住民サービス・地域連携の方向性はこの質問について答弁します。

老人福祉センターおたっしや館は、平成13年に高齢者福祉の向上に寄与することを目的に、上峰町社会福祉協議会が建設されております。現在、地域住民の健康づくり、生きがいづくりなどの交流の場として、夏祭りやもちつき交流大会などのさまざまな住民参加の事業が開催されております。

老人福祉センターは、地域の住民がみずからの生活環境の向上のために活動し、サークル活動、研修会、講演会、レクリエーションなどを通じて、相互交流を深めることを目的とし、地域コミュニティの情勢、地域連携意識の形成を図っていくため、幼児からお年寄りまでの幅広い層の方が気軽に利用できる施設であり、今後もそのような施設であると認識しております。

以上で私の答弁を終わります。

議長（吉富 隆君）

執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の質問にお答えさせていただきます。

老人福祉センター等、住民サービス・地域連携の方向性はということでございますが、上峰町社会福祉協議会の組織は、すべての人が健康で明るく豊かな生活ができるよう、住民みずからが参加し考え実行していく社会福祉団体で、町内団体の代表者が理事、監事、評議員として運営に当たっております。いずれも各種福祉団体、教育関係者、地域団体、商工団体、行政機関職員等で組織しております。

本協議会の財源は、その多くを行政からの補助金、受託金で賄われており、独立した民間団体である社会福祉法人としての財政基盤は極めて弱いと言わざるを得ません。平成12年度に介護保険制度、平成17年度に支援費制度が導入され、新たな財源を確保し、さらには老人福祉センターを拠点として、入館財源、町民による会費財源、福祉バス運営による利用会費の財源、食堂事業運営による飲食提供の財源を確保し、収入に占める補助金、受託金の割合が減少したものの、依然として行政への財政依存度は高いものがございます。

経常経費に占める人件費の割合は48.7%を占めまして、専任職員の人件費、センターサービス事業を実施するための人件費などは年々増加することが見込まれます。しかしながら、本協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられるとともに、地域福祉権利擁護事業などを初めとする福祉サービスの利用者を支援する役割を果たしていく目的を持ち、地域福祉にかかわる公の仕事を行っております。

このように、一部の人の利益でなく、全住民を対象とした公益事業を実施する団体として、補助金、委託金など、こういう助成の確保を図ると同時に、自主財源の確保に努め、本協議会経営の健全化に努める必要がますます大きくなっております。

今後とも、老人福祉センターにつきましては議員の御提案も、さまざま意見を聞きながら、町民福祉の向上に向けて運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ここで執行部にお願いをしたいと思います。

行財政改革について質問がなされております。その中で、施政方針の関連事項が質問されておりますが、きちっとした形で答弁をしていただかないと先に進めませんよ。執行部はもう少し真剣に考えた答弁をお願いしておきます。

町長（武廣勇平君）

先ほどは大変失礼いたしました。4番漆原議員の質問の中で、施政方針について意見の違いがあることは当たり前だと考えることと、さまざまな声があり、一つ一つの声にしっかり耳を傾ける姿勢だけは崩さずに、すぐにできることは実行し、時間のかかることでも未来に向けて着実に実現の可能性を信じて努力していきたいという分についてのお話がありました。

私としてもこの姿勢だけは崩さずに、皆さんの意見をしっかり聞くという姿勢だけは保ち

ながら、この運営、社会福祉協議会につきましても、町政につきましても、方向性としてはその姿勢で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今、町長と課長のほうから、福祉センターおたっしや館の内容については御報告があったかと思しますので、重々皆さんもおわかりのことだと思います。

その前に、2月7日のテレビ放映で財政難でということがありましたので、まずその辺からですね、順次絡んでいますので、お聞かせ願いたいと思います。

2月7日のテレビ放映の中で、借金総額130億円ということが流れました。それから、中央公園の借り入れ12億円、おたっしや館3億円、スパーク上峰1億円という数字が出ておりましたけれども、スパーク上峰については、もう償還等既に終わっているものと思っております。中央公園においては、防衛省の予算をいただいたと、補助をいただいたと私は聞いておりますし、おたっしや館においても、日本財団の補助金を活用して建設されたもの聞いております。建設された時点は、私はまだ一町民でしたので詳しくはわかりませんが、そのように聞き及んでおります。

そういう中で、その130億円という、まず借金が出たところですね、そこは前の議員さんたちのお話があったように、21年度の末でも未償還の金額というのは95億円ですよ。何でそこで130億円という数字が全国放映になったのか。それと同時に、中央公園12億円とか、いろんな部分のマイナス部分が結構流れたかと思うんですよ。その詳細も、町長は施政方針の中で、情報の共有と相互理解を深めることは欠かすことのできないことであると書いてありますので、その辺のはっきりした数字が企画課のほうでわかれば教えていただきたいと思っております。最初にそれを教えてください。お願いいたします。

企画課長（北島 徹君）

まず、借金総額の話ですけれども、借金総額につきましては、ただいま議員さんおっしゃったとおり、お配りしております資料によりまして、21年度末で9,511,000千円という予定で、把握している数字としてはその数字でございます。

次に、中央公園の12億円ということに関しましては、ちょっと詳細は調べなければわかりませんので、ちょっとだけ時間をいただきたいと思いますが、中央公園に関しましては、平成13年3月から平成15年4月にかけて起債を起こしております。その借入金額は563,000千円ということで把握しております。この12億円というのが何を指すかということに関しましては私もちょっとわかりませんので、私のほうからは答弁はそれだけにさせていただきたいと思っております。

それから、スパークとおたっしや館につきましては、社会福祉協議会での建設でございますので、そこについては私もちょっと把握しておりませんので、御了解をお願いしたいと思います。

います。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の質問で、先般、全国放送で、上峰町の借金が130億円、しかも中央公園等の額についても数字が出ておりました。

これについては、私、本当にですね、一切この資料を企画課に求めてもおりませんし、どうい内容で調査されたかわかりませんが、議員の立場からすると、町長の取材があって、その旨で私は答えたと思われるかもしれませんが、これについては一切、本当に数字のほうを示した覚えもございませんし、取材内容につきましてはマスコミ等にお聞きしていただければというふうに思います。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今答えていただきまして、数字等は全くタッチしていませんということでした。ということですけども、全国放映ですよ。あちこちから、全国からのお電話がやっぱり地域の方々に入っているようです。

私もたまたま偶然に、その日の朝、チャンネルをいじっていて偶然に出てきたものですかから見たわけですけど、それを見て驚いたわけです。その後、会議がありまして、もう会議どころではありませんでした。その話で持ち切りでですね。そのくらい、テレビとか情報機関の流れたものというのは回っていくわけですよ、皆さんに。うそも本当のように回っていく。だから、こういう数字に関しては、でき得れば確認をしていただきたかったと。どの辺をメインにされていたか知りません。私たちも密着取材をされていることは知っていましたけれど、まさかこういう形で出るとは思っていませんでした。でも、こういう間違いが、事も正しいように流れるということはやっぱいけいけないことだと思っております。その責任もやはり、知らないといえども、あると私は思っております。町長の密着ですから。その辺ですね、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

先ほど中央公園にしてしかり、おたっしや館にしてしかり、おたっしや館は回答ができませんでしたが、今現在まだ3億円弱、270,000千円ちょっとぐらい、まだ借入金が残っていると思います、返済金はですね。そのくらいは残っているとは思いますが、これをですよ、補助金を使いながら長期の借入金しているがために残金として残っているだけであって、その数字の根拠がわからないままにテレビで流されるというのはどうかなと思っております。

そういうのがあって財政が厳しい厳しいとなって、あげくの果てに、ふるさと学館も危ないと、閉鎖をされそうだとか、日数が減りそうだとか、職員さんが違うところに動きそうだとか、いろんな憶測で話が回りました。おたっしや館も今大変ですよ、正直言って。「閉まるとかい、あんたは首かい」から始まって、いろんな話が飛んでおります。そして、なおそれに輪をかけて、みやき町が福祉センターを建設されますね、来年度。「うちは安かよ」と

来ているんですよ。「うちはここより料金は安かよ」「うちへ来んかい、ここがなかなか」と、そういう話まで回っていますよ。ちょっとした言葉のあやで、すごい大きな問題として回っております。

私も、おたっしゃ館のほうで週末、ボランティアをずっとやっております、我が団体で。そういう関係で中はよくわかっているつもりです。皆さんの中ではよくわかっている。私はですね、できる前から社協にかかわっておりますから、課長さんより古いかもしれませんが、内容的には。

だから、あえて言うんですけれども、今回、費用対効果で縮小したいと、考えながらやっていきたいと町長が言われているわけですよ。そうなったときに、私自身は住民サービスと住民サービスというか、福祉ですね。それから、教育というのは絶対、町のためには削ることはすべきでないと思っているんですよ。なぜなら、それによって老人さんが元気の場づくりをしたり、子供たちは今後の未来があります。そういうところで、そういうものには精いっぱいお金をかけるべきだと、どんなに厳しくてもかけるべきだという思いをずっと持っておりますので、この質問をさせていただきました。

いろんな意味で、私も提案をよくやりました。毎日6時半まであけていても、4時半のバスが出た以降だれもいませんよと、お閉めくださいと、これはずっと何年も言ってきました。これはどうも、やっと今年度から手をつけられそうなので、その辺はだれも影響がないのでいいでしょう。だけど、おふろを閉めるということによって、ひとり暮らしの独居老人さんたちがやはり来てあるんですよ、朝から夕方4時までですね。おうちでお水を張って、おふろを沸かして入って、いろんなことをやるよりも、おたっしゃ館で一日楽しく過ごして帰る、そしてお昼を食べて帰るといふうなことをしてある憩いの場でもあるわけです。そういうところに手をつけられたというところに、ちょっとがっかりしているところですが、そういう中で予算をびっくりするほど今回削られておりました。運営できないだろうなど。なおかつ、自分たちでやりますと言われてはいますが、私はできないと思っております、これ以上人を削減したら。

これから先、ずっと検討はされていくものと思いますが、そこを閉めようと思われた根拠はどういうところで、費用対効果と言われましたが、どなたの意見が入っているのか。課長会とかでいろんな話し合いをしてありますよね、改革推進会議とか、係長さんたちがメンバーになって。そういうところが出たのか、町民さんからの意見なのか、それはわかりません。それは町長さんが決める判断の材料にされただろうと思いますが、まず、その方たちはおたっしゃ館に行って食事をしたり、おふろに入ったりしたことがある方たちの意見が相当多かったのでしょうか、そこをお聞かせください。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の御質問でございますが、おたっしゃ館について、さまざま今提案をさ

せていただいておりますけれども 提案といいますか、方向性を考えておるところでございますが、これはもう私が就任して1年たちました。その間、事業が大変多岐にわたっていて、よその社会福祉協議会と比べると幅広い事業を展開しているのが、我が町の上峰町社会福祉協議会でございます。

その中で、限られた財源の中で、私が考えるに、おふろの問題につきましては、ほかに民間でもおふろの事業をやられているところがございますし、そうした部分で補完できるのではないかと、また、選択と集中という視点で、この事業についてはしばらく中断してみて、その効果というものを図っていこうと。要は、おたっしや館の交流人口をふやすことが必要だというのは皆様一致するところであろうと思います。その視点に立って、今、交流人口を図るべくさまざまな取り組みを計画いたしております。

年間を通じて、館内に常設企画展示室の設置を行い、趣味で写真、小物づくり、絵手紙をされている個人または団体に一齐にこれを広報する。応募者多数の場合には、希望者の中から該当者を選び、その方に展示スペースを開放する。展示の期間は1カ月ぐらいで実施すると。

また、若年層 これは若い奥さんや子供さんのことを指すんですけれども、絵のPR、くつろぐスペースの提供を行うと。さらには、共同募金の配分事業で年1回ないし2回、おたっしや館カップの開催を行い、これも交流人口をふやすと。今現在やっておりますが、カラオケチャンピオン大会の強化及び支援ということで、イベントとしてこれは支持が強うございまして、町内のみならず町外からの集客も多く、地区対抗デュエット予選会などを強化していくと。まず、現在の午後からのカラオケ利用時間を午前より可能にし、食事につなげるということでございます。

また、おたっしや館で標識ですね、これは場所をもうちょっとわかりやすくした方がいいんじゃないかということで、通行道路からの認識、動機づけのための標識の設置を行うということも考えております。

また、老人クラブ、園児、小学生との交流の推進ということ。ビンゴゲーム、ビンゴなどのゲームを利用し、食改善等、小学生によるケーキ菓子づくりの交流の実施と。今やっております夏祭り、もちつき交流会実施に対する目的募金箱の設置を行おうと思っております。館内での未来っ子の写真掲載を行い、若いお母さんの入館動機づけを図りたいというふうに考えております。

徹底したこうした取り組みを通じて、PRというものを欠かさずにやっていくことを念頭にすることで交流人口をふやし、依然として町に対する財源依存が高いわけでございますので、自主的に運営ができるような形をつくっていきたいというふうに取り組みを行っておるわけでございます。その中で、おふろについては先ほど申しました民間の施設もございまして、そうした部分で補完できるのではないかと 補完といいますか、代替できるのではな

いかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今、町長としては、おふろを閉めて交流人口をふやそうということですが、今8年半ほどたっております。おふろを閉めて何か魅力がありますか。多分ですね、何度となく私はこの席で、お一人お一人に質問をしたこともあります。「あなたはおたっしゃ館のPRをしましたか」「何回食事に行かれましたか」「家族を連れていかれましたか」「知り合いの方を誘って食事会をしてもらいましたか」と。職員さんの方は、基本的にどなたもそういうことをやっていらっしゃいませんよ。今現在、この中で食事に来ていらっしゃる方といったら江頭総務課長ですよ。ほかの人はほとんど、何か行事のあるとき以外は見えませんよ。町の補助団体ですよ。そしたらば、大変であれば皆さんと一緒に協力しなくちゃいけないでしょう。言うだけじゃだめなんですよ。率先して町長が動いていただかなくちゃいけませんよ。お願いをしたりですね。

そして、栄えるわけないでしょう。私たちボランティアが幾ら頑張ったって、限度がありますよ。私たちは無料奉仕をしますよ。それはいいですよ。だけど、それにはだれも、よそごとと思ってやっていらっしゃったらば、自然とそういう方々も手を引かれます。そういう方も少しふえてきております。そして、おふろがなくなったらどうなりますか。この話が流れた以後、行くたびに「まだ来ないといけんかい」と、「おまえたちはどうするつもりなのか」と言われるんですよ、「何考えている」と。そういう話をですね、結構そこに来ていらっしゃる高齢の方とかいろんな方に言われております。「もうしばらく待ってください」と、「まだ結論出ておりません」という話をしておりますけれども、とにかく来てくださいとお願いをするしかありません。

そして、食事にしてもしかり、外からお弁当を、皆さん3分の1の方は食事をとってあるでしょう、お弁当ですね。おたっしゃ館も出前していますよ。なかなか協力してくださらないでしょう。議会は議会中、全部おたっしゃ館の弁当を食べていますよ。みずから皆さん協力してくださっているんですよ。その辺の意気込みというんですかね、取り組みはもっとやるべきだと思っております。費用対効果もいいですよ、何かをやるのもいいですよ。だけど、高齢者の人が集まる場所がなかったらどうしますか。老人クラブさんも一生懸命になって、こういう話があってから、今月どれくらいですね、お昼と夜　夜と言ったらあれですけど、いろんな食事会等ですね、今月に入ってきょうまで10件ぐらい予約が入っていますよ。もう大変と思うから、皆さん一生懸命協力してくださっているんですよ。町の職員さん何ですか。行ってくださいよ。することをしてから閉めるという話をしてください。それじゃないと、必ず私たちが言っているのは、やることをやって、どうしようもなかったらいいですよ。ただ、表向きだけでよそに行けばいいじゃないというんやったら、最初から何の目的で

あそこはあるんですか。その辺を考えていただきたいと思います。財源を減らそうが何しようが、職員の意識ですね、そこからもかかわってくると思います。

ところで、職員さんは準職員という扱いと聞いておりますが、役場のほうでは賃金カットしていますよね。社協のほうでは賃金カットをされていますか。岡課長にお尋ねしたいと思います。お願いします。

福祉課長（岡 義行君）

4番議員の御質問にお答えします。

社会福祉協議会の職員につきましては、基本的には来週なんですけれども、来週計画されております評議員会、理事会のほうで、来年度22年度の予算関係が決まるんですけれども、基本的には、おたっしや館の職員、社会福祉協議会の職員につきましては、町の給与、町の手当等に準じて、おたっしや館のほうもやっておりますので、そういうふうで来週の評議員会、理事会で決まっていくと思っております。

以上です。

4番（漆原悦子君）

22年度のお話をされましたが、21年度まではいかがだったでしょうか。多分、人勤以外は手がつけられていないと私は思っておりますが、そこからしても、ちゃんと執行部のほうは把握をしていただきたいかなと思っております。この辺は確認すればすぐわかることですので、よろしく願いをします。

そして、なおかつ、今度おたっしや館のほうに人を集めるという意味で、地域包括センターが設置されます。その中で、1つ気になることがあります。行政部局に相談するには敷居が高いと考える方に、気軽な相談窓口として地域包括センターを設置しますとなっております。役場の相談窓口が敷居が高いのであれば、町のトップも、社協のトップも同じ町長さんですよ。であるならば、方向性ですね、どうやれば敷居が高くないのか考える必要がありますよね。平然としてこういう言葉が出ていることに問題があると思っております。その辺はいかがでしょうか、お願いします。

町長（武廣勇平君）

4番漆原悦子議員の御質問にありました敷居が高いということで、これはたしか今回の平成22年度予算に伴う理事会、評議員会で、そうした文書の一部が出ていたということでございます。私としてはそういう認識は持っておりませんで、大変間違った書き方をして申しわけなく思っております。

要は、交流人口を図ると、もっと来やすい福祉の中核機関としてのおたっしや館というものをアピールする必要があるというふうに思っております。より集う人たちが快適なおたっしや館というものを運営していきたいという視点については持っておりますので、今後はそうした視点でおたっしや館運営を進めていきたいというふうに思っております。ござい

ます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

では、もう1つお尋ねをいたします。

施政方針の中に、配食サービスはボランティアの協力を得ながら引き続き協力をしていきますという文言がありますが、今現在、配食サービスは、既にもう何年も前から賃金をお支払いしております。以前、私たちはボランティアで協力をしておりましたが、必要ありませんというふうなことで外されて、60名ほどいたボランティアは全部分散をしました。その残ったメンバーで、今おたっしゃ館のボランティアを二十数名で実施して、いろんなことをですね、サティで黄色いレシートキャンペーンだとか、いろんなことをやりながら、備品を購入したり、いろいろ寄附したりしてやっているわけですけど、そういうことすら役場の方は御存じなのかなと。時には、お買い物に来てあって、私たちがやっても素知らぬふりしてそっと帰られる方もいらっしゃいます。そういうふうな町内のボランティアさんが一生懸命頑張っても、職員さんの意識をちょっと変えていただけたらもっと違うのかなと。ただでいろんなものをサティさんからいただいているわけですよ、私たちは。何もお金は要らないですよ。お買い物したチケットを投函していただけるだけで、何万円というものをいただいているんですよ、1団体。ふれあいかんにしてしかり、いろんな団体の方ですね。もっとPRをして協力していただけたら、運営の足しにもなるのかなとっております。1円からでも節約すると言っていらっしゃるんですよ。だから、その辺もどんどんPRをしてください。また、協力もしていただきたいと思います。

そういう中で、こういう施政方針の中でも、全然わかっていらっしゃらないと言ったら失礼ですけども、内容が食い違ったことが書かれているわけですよ。その辺をきちんと確認してやっていただきたいし、私はボランティアの町の代表を務めておりますが、昨年、御相談は確かにありました。ところが、一步も進んでおりませんよ。執行部とか社協とか、お話はちゃんと通していますよ。ところが、戻ってきません。ということは、やる気がないのかと思います、私は。幾ら私たちが協力しようと手を広げても、相手が行動を示さなければ、お金を払ってきついきついいいながらやるしかないでしょう。年間相当な金額になっていると思いますけれど。

そういう小さなところも含めて、まだまだ改善の余地があると思い、おふるを閉める金額としても、2,000千円強ですかね、2,500千円もいかないと記憶していますけれども、そのくらいの金額でおふるが運営をされるのであれば、もう少しほかのところでお客をとるとか、いろんなところで努力をしてください。それから、そういう話を出していただきたいと思います。

費用対効果、費用対効果と言われておりますが、年間全体の24%ということで、おふる利

用者を2,400人と見積もっておりますが、雨の日とか寒い日は30%以上入館されていますし、今月に入ってから、3月に入って皆さんの意識が変わってきたんでしょうよ。大体平均毎日20人来ていらっしゃるんですよ、お金を払う人がですね。無料券の人もいますよ。おふろに入るような人が結構来ていらっしゃいます。やはりPRの効果がですね、閉められたら大変だという思いが皆さんに浸透してきたのかなと私は見ておりますので、その辺を踏まえて、まだまだ検討の余地はあると思いますので、考えていただきたいと思います。

あわせて、町民プールとか、敬老会、いろんなところに住民さんがかかわっているところがあるんですよ。そういうところはなるべくですね、約束してあるでしょう、サービスの低下はしないということで。可能な限り維持しますと打ち出しているんであれば、それを実行していただきたいと思いますので、最後にそれを一言いただいて、この分は終わりたいと思いますが、最初に言ったように、2月7日のテレビでいいかげんに流されたおかげで、結構迷惑をしております。その辺ですね、担当窓口がどなたか、いろんな取材の窓口、しっかりと間違いのないお話をしていただいて、妙な情報が外に流れないように、しっかりとその辺もですね、総務課が一番になってくるかなと思うんですが、その辺、総務課長、最後の、もう今月までで申しわけないんですが、その辺きちとやっていただけるようお願いをしたいと思いますが、最後に一言だけお願いをしたいと思います。

総務課長（江頭典雄君）

私のほうから、今後について答えるのはどうかというふうに思いますが、2月、先日のそういう取材等に当たりまして、非常に迷惑をかけた部分があったかというふうに思います。ただ、これにつきましては、その資料については十分私どもが対応し切れなかった部分が多々あって、そういう一部違った報道がなされたことも事実であろうかというふうに思います。

今後は、そういった情報の発信というのは正しい内容のものにしなければいけないというふうに思いますし、今後そういうきっちりした窓口として対応をしていきたいと、そして正確な情報を流していくように努めなければいけないと、今後そういうふうになりたいというふうに考えておりますので、対応していきたいと思います。

以上です。

町長（武廣勇平君）

4番漆原議員の質問でございますけれども、今、総務課長申しましたとおり、情報の発信、特に数字等を報道されることがありましたら、そうした部分は正確に町としては発信しなければいけないと思っております。

私も、この内容まではしっかりチェックすべきだったのかもしれませんが、そうしたことができないと、チェックまではできないというふうな前提でお聞き受けしておりました。報道なんて、しっかりと事実の部分については、数字等は特に調査をされた上で報道さ

れるものだというのが前提でございましたけれども、大変御迷惑をかけたことにつきまして心から申しわけなく思っております。

また、ボランティアの協力を得ながらという部分につきましては、今現在、配食サービスを実施しております。議員とこの間いろいろお話をする中で、以前ボランティアで御協力をいただいていたということを知っておりましたので、今後ボランティアについて協力を得ながら、引き続きこの配食サービスも実施していきたいという旨で施政方針は書いておりますので、どうぞ御了解いただければと思います。

以上です。

4番（漆原悦子君）

これはお願いですが、先ほどのテレビ放映の分は大分町民の方も誤解をされていようと思っておりますので、借金の内訳はわかりますが、中央公園、おたっしゃ館ですね、それからスパークは大体私わかっているんですが、金額等も借入総額等もわかっておりますので、今現在、借金はないということまでわかっておりますので、おたっしゃ館と、それから中央公園の内容がもしわかったら、後で文書でもいただけたらと思っておりますので、最後をお願いして終わりたいと思います。

企画課長（北島 徹君）

先ほどお話があった件に関しましては、資料をつくってお渡しをいたしたいというふうに思います。

以上でございます。

福祉課長（岡 義行君）

私のほうも、おたっしゃ館の内容につきましては、後日資料をつくって提出をしたいと思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

学校教育について執行部の答弁を求めます。

教育課長（大隈忠義君）

学校教育、学校給食の進捗状況ということで答弁をさせていただきます。

子供たちに安全でおいしい給食を提供するというふうなことで、今年度から民間委託というふうな形の中で、民間委託の事業につきましてはなかなか不慣れな点もございまして、1学期の中では給食の開始時間の12時30分の2時間問題、また、栄養士の調理現場での調理の指導、また確認といったことにつきましては、毎日毎日というふうなことでなされておりましたので、6月また9月議会の中で御指摘を受けまして、今の現状では毎日こういったことも行われて、おいしい給食を提供できるようにというふうなことで頑張っております。

また、12月の議会の中で変わってきました分につきまして、学校給食の食材の件でございますけれども、現在、鳥栖給サービスに依頼しております。その契約を解消したいというふうな申し出があっておりまして、12月の議会の中でも答弁いたしましたけれども、契約解消後の食材納入業者につきましては、民間委託前の業者さんのほうに打診をいたしまして、1業者の方から検討をさせてくれというふうなことで、正式な報告をいただいておりますけれども、最終的には食材の納入を辞退されました。

そういったことで、食材の納入につきましては従前の業者さんといろいろと協議をしてきましたけれども、一番問題なところが食材の納入場所が佐賀市の久保泉であるというところから、食材の配達、調理現場までの配達というふうな形で打診をいたしまして協議をいたしました。そういった中で、今回打診をして引き受けいただきました業者さん全員、配達につきましても無料で配達をします。また、食材の単価につきましても、従前の単価で納入をしていただけるというふうな協議が調いました。

そういったことで、今後、運営委員会にこの分を正式に報告しながら、4月以降の給食については実施できるものと確信をしておるところでございます。

以上でございます。

教育長（吉田 茂君）

4番漆原議員の質問事項につきまして、トータル的に回答させていただきます。

大変不本意でございますけど、ミクロな点は5番中山議員さんのときにいろいろ個々にわたってお話をいたしましたので、今回の回答の時点ではマクロな形で述べさせていただきますので、御了承ください。

何かおかしいことがありましたら、また御質問いただきまして、先ほど漆原議員さんからは、私は委員あるいは委員長と各10年間携わってきておりますので、今のポストとしては集大成的なものもあるかなと考えて御質問が来たんだろうと、そう思っています。そういったことを踏まえてお答えさせていただきます。非常に文章化しておりますので、私としては不本意なんですけど、一応御了解ください。

現状の課題は、急速に変化する今日の中にあって、子供たち一人一人が自分から考え行動できる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく基盤となる力を、私ども委員会はバックアップする、かつ学校現場の先生たちとも協力しながら、個々の生徒たちを育てていきたいと、そういったぐあいに思っています。

実際に、昨年実施されました全国の学習状況調査では、私どもの町は残念ながら全国平均に比較して若干下がっております。県自体も全国平均から見れば若干下がっています。そういったことは県自体も把握しておりますので、今年度は一等最初の会議で県の教育長自身も、本県独自の体制整備を考えなくてはいけないというぐあいに明言しております。私ども当町の委員会としても、そういったものを踏まえて取り組みをしっかりと、かつ学校の教

師たちに伝達をしていくようにしていきたいと、そう思っています。

そこで、義務教育は9年間でございますけど、それを通して、その子一人一人のあり方を大きく育てるようになっていきたいと。はっきり申し上げまして、いじめや不登校問題をまずは指摘をいただきますけど、それはほんの100分の1、あるいは数百分の1の子供たちです。しっかりそれはTTあるいは介助員を添えて、その子供たちには目を向けていきたいと思っています。しかし、トータル的には全般の子供たちが、他町村あるいは全国レベルに早く到達できるような雰囲気づくりを持っていかなくちゃいけないと、そう思っているわけなんです。先ほど、5番中山議員さんの御質問のときにも北風副教育長の話をしていただきましたが、私自身も授業参観に行った場合はTTの場合、T3だと、そう思って子供たちには対応しております。

いずれにいたしましても、そういったぐあいに一人一人の子供たちに立ち向かって、子供たちが惑わないように、あるいは惑わされないように、しっかり育つようになっていきたいなど、そういったぐあいに思っているところでございます。TTは御存じのとおり、新しく入ってくる、もう間もなく1年生が入ってくるわけなんです。そういった1年、2年のクラスにつきましては少人数制をしいて対応をしていく、TT教育、少人数ですね。それから、中1ギャップについてもそうなんです。小学校から中学校にかわるときに、全然教科体制が変わってくるので、そここのころで考え方がついていけないというような子供さんたちが出てきますので、そういった子供たちに対してはTTで、あるいは先ほど申しましたように、私ども教育委員あるいは委員会のみんなはT3の意識でもって対応していくようにしております。

いずれにしましても、この町の近未来を背負っていく子供たちですから、一生懸命、教育委員会としては子供たちを見守っていくようにしたいと、そう思っています。よろしくお願いいたします。

4番（漆原悦子君）

今、課長と教育長のほうから答弁をいただきました。

まず、課長にお尋ねをいたします。

学校給食は民営化になって、もうそろそろ1年です。食材納入が、向こうの不便というんですか、上峰の思いと食い違いまして、我が町のほうで納入をするようになりましたが、12月議会のときに最後1社のみ、1業者のみ回答が来ていないので、12月いっぱいにはすべてが終わりますという回答をいただいておりますが、1月、2月何もなくてももう3月です。あと少しで学校も全部終わってしまっていて、役員も全部入れかわりになります。持ち上がりのクラスはもうそろそろ、授業参観で役員が決まったところもあろうかなというふうな最後の懇談会に入る、3月で入るのか、その辺だろうと思うので、でき得れば、この委員会を2月までには終わっていただきたかったですよ。それから実際動くとなると、5月の総会で承

認ですので、なかなかやはり動きはつきません。どこでも一緒だろうと思うんですが、それがわかって多分何回も、教育委員会にいらっしゃるので、わかっていらっしゃると思うんですが、それにもかかわらず、委員会をされなかったことに何か理由があったのか。

それと同時に、食材の納入を直接向こうにしていだけるのはいいんですが、そのいろんな事務の処理はどういうふうにされるんでしょうか。その辺ですね、一番大事なことだろうと思いますので、簡潔にその分をお聞かせいただきたいと思います。

教育長さんのほうには、今いろいろお話をいただきました。学級サポート支援員を配置するというふうなことが町長の施政方針の中にもありますが、サポート支援委員というのは、小城市がもうとっくの昔からやっていたらっしゃいますよね。そういうのも踏まえながら、今もボランティアさんみたいに来ていらっしゃる方もいらっしゃいますよね、保健室等にですね。そういう方たちも入るのか、どういうふうなやり方をされるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

と同時に、先日の中学校の卒業式のときに、ずっといろいろ見ていまして、本当に子供たちは素直に育ってくれていると思うんですが、小学校から中学校に行くのが、町には1小1中しかありませんで、小中一貫とほとんど変わらないと思うんですが、どうしても中学校に行くときに10名弱の子供たちが私立に流れていますよね。その問題点をどのように把握してあるのかなど。それを簡単にですね、もう時間が余りありませんので、簡単に、その辺を教育委員会としての取り組み、親の希望と言えはそこまでですけれども、それだけの魅力があれば中学校にそのまま行くと思いますので、その辺を簡潔にいただきたいと。

時間がありませんので、続けて言います。もう1点、子ども手当が22年度から支払われるわけですが、準要保護とか、子ども手当を新設されたことによって、もらうお金がふえるので、就学支援金というんですかね、それをもらう人たちの収入が上がったから外れるとか、そういう人たちが上峰町内にはいらっしゃるのか。ほかの町ではそういう方がいらっしゃる、その比率をこの間、新聞に載っていましたね、うちは1人ぐらいしか、人数的にも変わっていませんでしたが、そういうことで、いただけないというふうな話も聞き及んでおりますので、我が上峰町にはそういうのが、所得水準を超えるために利用世帯の人がいただけないと、その補助を今までどおりにですね、そういう人が、該当する人がいるのかいないのか。と同時に、それをいただくために今どんどんそういう方もふえてきていらっしゃいますが、必ず所見というのをつけますよね。民生委員さんとか、学校長さんとか、いろいろありますよね。その辺が今どういうふうになっているのか。多分、条例の中で民生委員さんは外れたかなとは思っているんですが、うちが今どうなっているか、その3つの点を簡潔に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

教育課長（大隈忠義君）

給食の民営化に伴いまして、今回食材の納入というふうなことで、一応納入業者を決定い

たしました。その中で、運営委員会へ報告というふうなことで、今回まだ報告をしておりませんが、その中でおくれた理由といたしますが、1業者さん、本当に納入をしていただけるものかと思っっているいろいろと説得もしました。その中で、やっぱり佐賀市までの配送というところが一番問題になりました。

この件につきましては、ほかの業者さんも一緒でございますけれども、実際、コンニャクとか、豆腐とか、そういう単品の食材を納入していただいております。そういった業者さんにつきましては、配送についてはなかなか、お願いしますというふうなことで何回もこの辺は協議をいたしまして、実際この中に坂本ストアさんがいらっしゃいますけれども、そのほうに納入をされているというふうな業者さんにつきましては、坂本ストアさんが一括して佐賀市のほうに持って行っていただけるというふうなことで解決をしました。

本当にこの辺のところが一番問題で、協議的にも長引いた理由でございます。そういったことで運営委員会、実際早く報告をしなければならぬというふうに、もう重々反省をしておりますけれども、そういったことでございましたので、議会終了後、直ちに運営委員会をしていきたいと思っております。

また、子ども手当の問題でございますけれども、準要保護認定につきましては、所得の低い方につきましては申請をしていただくと、そういった中で、民生委員さんの御意見を書いていただくというふうなことで、申請者の欄の中にもちゃんとありますので、民生委員さんの方にはありのままを書いていただきたいというふうなことでお願いをしております。

そういった中で、基準というのが、生活保護認定基準等のことも、今実際、要綱的には経費と支出1.0というふうなことで基準を設けておまして、1.0以上になりますと認定外というふうなことになります。子ども手当を支給されますと、収入がふえてくるというふうなことで、何人かの方につきましては準要保護をいただけない方が出てくるかと思っております。その辺は実際計算を試みなければならぬところですが、ぎりぎりの方というのがやっぱり四、五名さんぐらいはおられますので、今申し上げましたとおり、再度その辺は申請をされて、注的的なもの、経費的なものも全部計算をした中で、また教育委員会の中でも見ていただきまして、認定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「事務処理」と呼ぶ者あり）

あっ、済みません。事務処理ですけれども、事務処理につきましては、本来、民間委託というふうなことでPTA等をお願いをしていかなければと思っておりますけれども、その辺につきましても、まず我々の事務局のほうで事務をとって、その辺をぴしとしたところをお願いをするべきものはお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長（吉田 茂君）

4番漆原議員さん、続けてよろしいでしょうか。

若干、大隈課長が述べたことにつきましても補充しながらお話をさせていただきたいと、そう思っています。

まず、私の経験上からも、民生委員の方々に子供のありようだとか、そういったものをかねがねつぶさに把握しておいていただきたいと。老人だけではなく、子供のほうにも目を向けていただきたいということを申し上げておるところでございます。ですから、民生委員会が開かれるときには私ども委員会のほうから、特別なときに限ってはありますけど、参加させていただいています。ただ意見の欄に、やむを得ないと思いますとかというぐあいな形、一行だけでは終わらないように、本当にその家庭の事情を知って書いてもらいたいということを伝えております。

次に、小中一貫と同じ　そうですね、私どもの町は小学校1校、中学校1校ですから、本当にもう、今は幼少保護という形で私どもは、幼稚園は4カ所ありますので、それも踏まえて連携の会議を開いているところです。

一番問題点は、御指摘のとおり中学校に上がるときに他校に行かないようにと願うことが一番なんです、やはり保護者との思いとなかなかマッチングできない部分もありまして、御指摘のとおり10名内外の方は、結果的には五、六名になるんですが、受験はいろんな次のステップのためにでしょうか、十四、五名ぐらいは受験を受けておられます。合格されても行かれる方は5名ぐらいでございますので、私どもは中学校の側に早く、2学期ぐらいに学校説明会をするんですが、そのときにもっともっと自分たちの、上峰中学のよさをPRしなさいということをしきりに申し上げております。

その結果とは言いませんが、出前教育に行ったり、あるいは体育祭に迎えたり、文化祭に迎えたりして、小学5、6年生、6年生だけではなく、5、6年生のときから上峰中学のよさを認識してもらうように、保護者も含めてPRを促進しているような状況でございます。

これで終わります。

4番（漆原悦子君）

今、準要保護の方々には該当者が出るかもしれないということですので、そういう方は土壇場で言われると、とても戸惑いが出ます。早目にチェックをしていただいて、支障のないように御配慮をお願いしたいと思いますし、私の記憶違いかもしれませんが、法改正で民生委員さんの所見がなくなったということも聞いています　聞いたような記憶があります、私最近ですね。なので、そこまでちょっと深く入り込んでいませんので、そこを再度、法改正があったというような聞き方をしたもんですから、もう一度確認をしておいていただきたいと思います。

それと同時に、それから小中一貫じゃないですけども、中学校に行く方がどうしても少なくなってくるというのは、先ほどの学力の数値とか、いろんなことも踏まえたり、学校の様子等もあると思います。もちろん、アピールすることも大事でしょうけれども、先生と

のコミュニケーション、それから子供たちの学び合いの場をつくってあげて、仲よくすることも1つでしょう。仲よし同士で上がったんですね。であろうかと思imasので、やっぱり上峰の子は上峰で育っていけるように、無理も言えませんが、「ああ、うちはよかよね」と親御さんに認めてもらうようにやっていただきたいと思います。

もう時間がなくなりましたので、最後にもう1件だけお尋ねをいたしたいと思います。

学校の校内パトロールの件ですが、実は先日、隊友会さんたちのチラシが回ってきて、その中に「PTAの限界」というふうな書き方をされていたんですよ。でもって、依頼をされたような書き方をされておりました。私、初めてその文書を見まして、正直言ってがっかりしましてね。せっかく親御さんが頑張っているのに、PTAの限界で要請をされたみたいな書き方をちょっとされておりました。もちろん協力してくださいということですから、いいことなんですけど、やはり学校として、子供のお世話をするのは基本はやっぱり親だと思ふんですよ。だから、そういう中で、外部のボランティアさんもいいです。ですけど、基本はやはり親御さん。今、2006年ぐらいから家庭教育講座等をですね、親育ちとかいろんなことがあっていますよね。そういうのも力を入れてきてあると思imasので、やはり親御さんができない、できないを全部受けていたら、かわりがなくなってくると思ふんですよ。やはり親あっての子供だと思ふし、子あっての親だと思imasので、その辺、履き違えないように話し合いの場は持っていただかないと、実はその書類が出た後、役員の方から「私たちは持ち帰りになっているのに、何ということですか」というクレームが来ておます。教育委員会にいろんな要請が来たかどうかは知りませんが、その辺の文書を出すときも間違いのないように、そして皆さん、ちょっとしたことで親御さんが手を引いたら協力していただけませんよ。わかっていらっしゃるでしょう。私は重々かわりの中で、それを肌で感じておますので、そういうことが二度とないようにやっていただきたいと思います。

それと、パトロールが物すごく大変であろうといえば、改善策とかいろんなこと、2人でいいだろうということが、いや、大変だから3人としたことが、もしかすると途中で抜けられるようにと配慮したことが、かえってマイナスになったのかもしれない。私たちがですね。だから、そういう意味で、子ども安全課の担当だと思ふので、今後、改善策としてはどのようなことを考えていらっしゃるのか、最後にお聞きして終わりたいと思imas。よろしく願いをしておきます。

子ども安全課長（川原源弘君）

校内安全パトロールにつきましては、かねてより保護者の方々によって、午前と午後の2回実施され、その成果は顕著であったというふうに思っております。

しかしながら、社会経済状況が大きく変貌した今日において、その形態を再考したらいかだらうかという意見を踏まえて、小学校関係各位と協議の結果、午前中を他方面への働きかけという形で、ボランティア形態への移行、それとあと午後のほうが、やはり保護者と子

供たちのかかわり合いを大事にしようという形で、午後のほうは保護者のほうでやってもらうという形で協議が相調って、調整に至ったところでございます。

22年度には、この厳しい経済情勢の対応といたしまして、保護者各位の負担の軽減を図って、午後のほうをかかわり合いを持つような触れ合いのパトロールにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時半まで休憩をいたします。休憩。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時28分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

1 番松田俊和君よりお願いをいたします。

1 番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。1 番議員の松田です。ひとつよろしく願いいたします。3 項目について質問させていただきます。

まず、1 つ目、きょう皆様 3 人質問されましたけれども、同じ内容で失礼ですけれども、町の財政、行政面に対して伺いたいと思います。

内容といたしましては、町の財政、行政面に対する今後の考え方についてということで、ひとつよろしく願いいたします。

2 番目については、町民体育大会について、22年度、今現在、予算書には上がっておりませんが、どうなるか、その辺の検討の伺いを立てさせていただきたいと思います。

3 番目、ことしの1 月ですか、ポートピアが完成しましたけれども、そのところの近辺の状況はどうなっているのか、町の行政の考え方を伺いたいと思います。

以上、3 点をよろしく願いいたします。以上です。

議長（吉富 隆君）

町の財政、行政面について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

1 番松田俊和議員の質問事項 1、町財政、行政面を伺いたい。質問の要旨、町の財政、行

政面に対する今後の考え方についてと、私のほうからは2の町民体育大会についてもお答えさせていただきたいと思います。

まずもって、町の財政、行政面に対する今後の考え方については、先ほど議員の方々の御質問と重複するかもしれませんが、基本的には、平成22年度は総合計画、基本構想基本計画、財政計画、実施計画に沿いながら進めてきたわけございまして、今後は健全化の工程表というものをつくっていくことに力を尽くしていきたいというふうに思っております。

その部分につきましては、前段としまして、財政改革の検討委員会等によりまして、事務事業の洗い出しをしていただきまして、今、私のところにその案が来ておるところございまして、今後さらに議論を深めていきたいというふうに考えております。

また、4月に予定しております上峰町の会議、町民の皆様参加型の会議という中で、その議論をさらに町民に、町民本位の工程表づくりをやっていきたいというふうに考えております。

以上で、1について私の方向性についての答弁を終わります。

以上です。

1番（松田俊和君）

1番最初に江頭課長にお伺いさせていただきます。

去年の12月の議会において、課長が言われました内容としまして、行政改革は十分な検討はしていることであり、平成18年度からの行政プランに基づき、庁舎において副課長で構成する行政改革検討委員会を設けて、改革を検討していると発言をされましたけれども、その進捗状況をまず教えてください。

総務課長（江頭典雄君）

ただいまの御質問で行政改革の進捗状況、改革に向けた取り組みを、状況についてのお尋ねでございますが、先般説明したと思っておりますが、まず、行政改革については当面、機構の改革まで入っていくわけですが、要するに、現在少ない職員でございますので、その中で迅速に、かつ正確に、全職員が協力し合って処理できるたくさんの多岐にわたります行政需要に対して、どう対応していくかということも含めて、十分検討しなければいけないということで、今日まで副課長の段階で検討をしていただいていたところでございます。

この1つの案として示しはされて、町長のほうに預けられておりますので、今後そういったさらに検討を深めて、4月以降にも十分検討を加えられて、実行に当たっていかれるというふうに思っております。

したがって、今現在、結論が出ているというような状況ではございませんので、これから若干時間をかけて十分な論議はされていくものというふうに考えております。

以上です。

1番（松田俊和君）

今の中で検討、要するに討論を今現在もやっていますと言われました。ところが、私としてはもう1年も2年も前になりますけれども、要するに課の統合とかという名称がいろいろ出ていますけれども、私は全部もう一遍取り払って、すぐやる課とかという課をつくってくださいというふうに発言した。皆さんは覚えておられますかね。そういう中で、今、江頭課長も言われましたけれども、理想とか理念とかは幾らでも言ってもらって結構ですよ。だけれども、そういうふうに全然ですね、私から言わせていただければ、要するに改革とか、あるいは実現性が全くないような現状じゃないでしょうかね。全くないとは言いませんけれども、進んでいない状態ではありませんでしょうかね。そこの辺の考えの進んでいる、進んでいないの、そこの辺を検討していますどうのこうのとかという話は、もう先ほど言いましたように2年前から聞いていますよ。そこの辺の考えをもう1回、町長でも江頭課長でも結構ですけど、答弁をお願いします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御質問でございますが、このすぐやる課の提案については以前いただきました。これも含めて検討しながら、よりよい機構について今現在、私も案をいただき、それを実現可能なものに変えていきたいというふうに思っておるところでございます。

ただし、このことはさまざまな法律的なものもしっかり吟味して進めなければいけない。また、これは行政の支障のない時期にということもありました。

実際、そこによって、機構改革が本来の意味をなくしてしまうこともあってはならないというふうに思っておりますので、今後、さまざまな意見をさらに加えながら、よりよい機構改革の姿というものをつくっていきたいというふうに思っております。

1番（松田俊和君）

町長が今、答弁いただきましたけれども、私から言わせていただければ、その考え自体がですよ、先ほどまた話出ますけれども、すぐやる課的なその状態を保ってもらえませんかというところが、もうそこで砕けているのじゃないですかね、とまっているのじゃないですかね。やっぱりそれは行政上とか法律上とかいろいろ今言われましたけれども、そういうところを考えたら、いつまでたつたって進まないんじゃないですかね。やっぱりめどをきちっとつけて、やるならやる。法律上問題があるなら問題を解決するとかという努力はされていますかね。そこら辺の回答をお願いします。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の質問でございますけれども、これはおっしゃるように私の行政に対する理解のなさから来ているのかもしれませんが、よって、しっかり法律の部分勉強する期間が必要でございました。今もっていただいた案を直ちに実行するにはさまざまな障害というものがありますので、今後もさらに検討を加えながら、来るべき支障のない時期に向けて、機

構改革に向けて進めていきたいというふうを考えております。

1 番（松田俊和君）

今まで、きょうここに3回立ちましたけれども、余り私の提案に対して進歩がないもので、申しわけありませんけれども、次の内容として北島課長に伺わせていただきます。

去年の12月において、私の質問の答弁の中に6項目の内容を言われて、今度、要するに22年度の予算に対しては、こういうふうに努力しますという内容までぴしっと言われてから、私に教えていただきました。その答弁の内容、6項目に対して22年度の予算に反映は十分にされていますでしょうか。その辺をまず伺わせてください。

企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

そのときお答えをしたことによりまして査定は行っております。ただ結果として、どういうふうになったかというのは、私も担当でございますので、それ以上のことは私の範疇ではございません。私としては、お約束したとおりやっておるということでございます。

1 番（松田俊和君）

範疇と言われれば、私からもまたその質問のその先に言えませんが、私としては先ほど言ったように行政の面とか財政の面に関して検討します、要するに討論していますとかという言葉は、先ほど言ったように2年も3年も前からずっと続いている現状がですね、何か進歩あったらば、それは進歩なりの努力があったなと思いますけれども、私は今現在、全然進んでいないと。だから、名前を言って失礼ですけども、江頭課長、北島課長ということで2人言いましたけれども、私はやっぱり今3月の議会ですけども、6月の議会にはこういうところを改革して、こういうことをするようにしましたという、しましたぐらいの言葉を1つでもいいから望みたいということ、まずそこでお願いしておきたいと思います。

今の話はここで終わりました、今度、町長が施政方針の中で、要するに町民の皆様へ広報紙を、要するに改革して、よりよく皆様に知れるように広報紙をつくり変えたい つくり変えたいといいますが、編集をし直したいと、そういうときに先ほど私が何遍も言ったように行政面の改革はこういうことをしましたよ、財政面に関してはこういうことをしましたよと、そういうところの結果といいますが、その辺も載せるように努力を図らないといけないのじゃないでしょうかね。ただ単に広報紙を変えるようにしますどうのと言われても、中身が余り変わらなかったら意味がないのじゃないだろうかと思いますけれども、その辺の回答をよろしく願いいたします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1 番松田議員の質問の中で広報紙について、私の施政方針の中で触れた部分につきまして、質問ございました。

今ちょっと目を通してありますが、情報の共有と相互理解を進める一環として広報紙をできるだけわかりやすく、親しみや楽しさを持って読んでいただけるよう作成方法や内容の充実を図り、検討していきたいと思っておりますという部分だと思っております。

これについては、写真を多様化したりすることを考えたり、あと臨時の広報紙、増刊号というものも検討できるのじゃないかというふうな思いを持っておりますので、今後そのような臨時号を通じて、この行財政の運営についての取り組みについて、町民の皆様にはわかりやすく広報してまいろうと思っております。

以上です。

1 番（松田俊和君）

私は今、広報紙という紙を言いましたけれども、まだ別な面で、町長は施政方針の中で郷土の唱歌「鎮西山の月の影」ということの名称を出されて、これは要するに地元では有名な歌で、この歌をもとにして、町民の皆様と和を持ちましょうと。要するに、町民の皆様と行政との連帯感や一体感を高めるよう、この歌が広く愛され、その場を持つように努力していきますというふうに施政方針で言われていますよね。間違いないですね。そういうことで、やっぱりそういうふうにぴしっと上げられていることを、こういうふうに改革しますということに基づいて、検討をしていますとかなんとかじゃなしに、ぴしっと言ってもらうように、やっぱり歌なら歌でいいのじゃないですか。そこをもとに、ぴしっともう一回、検討のやり方の手段を考えると、その辺の考えはどうでしょうかね。その辺の答弁をお願いいたします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1 番松田議員の郷土唱歌についてですけれども、これは私も全然、最初から知らない歌でございまして、これを発見して歌ったところ、もう70歳以上ですかね の方々、大体もう御承知で、一緒になって歌っていただける歌でありました。そうしたときの、何と申しますか、笑顔というか、そうしたものが出てくるような、そうした性格の歌でありますので、これをどういう形で広めていこうかと思っておりますけれども、皆さん御存知のはずなので、改めてこういう歌がありますというような「釈迦に説法」な話はしませんけれども、機会があるごとに、私もこうした歌の部分について、歌についていろんな方と対話を持ちながら、また、そうした形で普及していければなあというふうに思っておりますのでございます。

1 番（松田俊和君）

1 番目の項目に関しては、今回が最後とさせていただきますけれども、町長として、施政方針の中で、町の、要するに行政の立場としては統治ではなく、協治でなくてはならないと、今後、高い成果を追求する、そんな町をつくりますと、はっきり協治であるというふうに述べられております。この協治の意味合いを答弁していただいて、私の質問は終わります。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の質問でございますが、協治という意味合いについての御質問でございます。これは行政でできる部分、民間の方をお願いするというだけでなく、それによるコストを削減するという視点ではなく、むしろ主体的に町民の方々が行政にかかわり合える、そういう自分たちのまちは自分たちでつくるという視点に立った住民本位の町政運営という視点で考えておるところでございます。

そういう取り組みについては、4月の会議もそうですけれども、さまざまボランティアの皆様方のお手伝いもいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。協治という意味は、官の仕事を民で、ボランティアの皆さんでやっていただくという仕事の押しつけではなく、主体的に町民の皆さんが町をつくるという意思のもとにつくっていく。そうした町政のあり方というふうに理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

町民体育大会について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

町民体育大会につきましては、さきの予算特別委員会の中でもお話し申し上げましたけれども、今年度につきましては、多数この実施に向けての声というものがございまして、実現させていきたいというふうに思っておるところでございます。

なお、先般、報道等で体育祭について中止という報道が大きくなされたわけでございますけれども、これに伴い、さまざまな各種団体の方々、そして議員さんも含めたところで、いろんな御迷惑をかけたというふうに理解いたしております。そのことにつきましては、大変申しわけなく思うところでございますが、本年度につきましては、そのような方向で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

1番（松田俊和君）

順を追って質問させていただきたいということをもっと言わせてもらいたいのですけれども、1月29日の日付でもってですね、ここに文書ありますけれども、社会教育団体補助金にかかわる町長との懇談会の開催についてという依頼文書がここにあるわけですよ。この文書の開催日は、ことし22年2月1日13時30分から町民センターで開催されました。町長及び教育長、御存じだと思いますけど、その辺の確認をさせてください。

町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおり、その時期に開催させていただいたと理解しております。

以上です。

1 番（松田俊和君）

そのときに開催させていただいたときに、そこに出席したその人数は、私は確認していますけれども、それはちょっと発表しませんけれども、その団体は13団体の名称でもって、私のところに資料はあります。

その内容の中で、先ほどからの補助金ですね。これが、そのときには13団体においては、要するに22年度はゼロにしますから、何とぞ御勘弁くださいと、そういうふうには町長及び教育長が私の前で行われました。私もその13の中の一団体で、はい、わかりましたとは言えませんが、皆さん御存じかと思えますけれども、私はあるテレビ局のテレビで1,000千円、1,000千円という、その数字を言っているところだけがテレビに映って、私は1,000千円男になりましたけれども、この1,000千円というのは13団体の補助金のトータル、実際は1,026千円になります。この数字を何とか、要するにほかの、要するに何かの財源を節約して、ぜひゼロにせんで、私はこの補助金をこの13団体に使っていただけませんか、さんざんお願いしたことを覚えておられますでしょうか。そこの答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

その時間帯にその会を持ちまして、議員の答弁も 答弁といいますか、そうした要望も、要求もあったということを理解いたしております。記憶いたしております。

以上です。

1 番（松田俊和君）

そこで問題はこれからの話ですけれども、先ほど言ったように、2月1日の日に、そういうふうにはゼロにしてくださいと言ってからの会議を13団体の、要するに長が出席してから会議を開きました。その1日の日に会議をしてゼロで、そのときは何もなくて、そのまま帰らされたような現状で、それで、問題はその後ですけれども、この1,026千円という数字が2月1日に言われたにもかかわらず、この22年度の予算編成の、要するに1センチぐらいある予算書ですね。その中にはもう数字が、去年度と全く一緒の数字で持ってきているわけです。全然減らしもふえもしていませんけれども、同じ数字が載っています。ということは、その予算書は、私がもらったのは2月27日ぐらいだったと思います。私がもらったのが27日であって、その予算書ができ上がったのはもっと前の、大げさに言うと2月10日ごろかもわかりません。会議のあったのは2月1日ですよ。たった10日ぐらいで、私は、私たち13団体の人間は、そういうふうに出てきてからゼロにしてくださいということを指示されましたけれども、たった10日の間でどう変わられたか私はわかりませんが、予算書の中にはちゃんと21年度と同じ数字が上がって載ってきております。その辺が不思議でたまりませんが、何でも、何でそういうふうになったのか教えてください。

町長（武廣勇平君）

これは予算特別委員会でも申し上げたかもしれませんが、一番最初は町の歳入歳出、これ

はホリカワ跡地の起債の関係で、歳入不足に陥るという状況が上峰にはございました。その後、そうした団体の皆様方との協議の中で歳出削減の観点から、予算については、そうしたゼロでお願いしますという旨でお伝えしていた経緯がございます。

その後、借りかえのめどがつかまして、予算に当然載せるべきであったであろうにもかかわらず、私のちょっと伝え方の問題がありまして、このような対応に、訂正して載せさせていただきたいというふうな対応になっておるわけでございます。

この間の混乱につきましては、大変議員にも御迷惑おかけしていると思っておりますし、今後はそうした私の伝え方の間違いがないように、しっかりと一つ一つの事業について対応していかなくちゃいけないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

補助金に関しては、今、町長から答弁いただきましたもので、それで終わります。

次の問題点は、町民体育大会の件で話させていただきます。

そこでちょっと伺いたいのですけれども、22年度においては、予算書にはまず中止になっています。ところが、ようっと深いことを考えると、去年において運動会は中止でした。だけれども、その中止の内容の主たる原因はインフルエンザが原因で中止になりました。その中止になったときは、既に運動会を開催するための、要するに賞品ですね。ある程度の準備はもう済んでいました。ということは、本年度にもし大会を開催するに当たっても、その賞品代関係は要りません。要りませんというか、少しぐらいは足すかもわかりませんが、そういう内容を考えたときに、ただ財政がないとかということじゃなくて、やっぱり町長はいつも　いつもといいますか、今回の施政方針の中でも言われていますけれども、町民の参加型にしますと。にもかかわらず、そういうふうにぶつと切って、要するに私から言わせていただければ、運動会に参加される町民の皆様は何人ぐらいおられると思いますか。9,000人おられて町民全部で言って半分以上6,000人ぐらい延べにすれば入られているのじゃないでしょうかね。そのときのそこの場を考えたときに、ほかにそういう大会　大会といいますが、何か催し物はあっていますでしょうかね。年に1回しか会わない、そういうふうで開催される大会をぶつと切ってしまうというところの考え方が私にはわかりませんが、この辺の考えを、町民側から立って私は述べさせてもらっていますけれども、ただ単なる行政のイエス、ノーでもって解決されたそこの辺の町長の考えを教えてください。

町長（武廣勇平君）

この補助団体の補助とは別に、その体育大会、催し物について、1番議員の御質問でございますが、これについては本当に議員さん、さまざまな立場でいろんな御意見があるのは承知いたしております。その中で議員おっしゃるように、景品が残っておるもので、来年度は少ない予算で実行できるという状況からすると、その体育祭については、こういう不景気の

時代でありますので、催しを通じて、町民の皆さんが親睦、交流を深めるという観点で必要だという御議論は十分に理解できますし、私も歳入不足が訪れなければ、その部分について予算をつけたいというふうに考えて、今現在おるところでございますが、これについてさまざまな意見があることも承知いたしております。今年度について、本当に厳しい状況でございますので、催しぐらいやって、本当に明るい笑顔があふれるそういうイベントになればというふうに思っておるところでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

町民体育大会が本年度開催されるということで、ありがたきことでうれしいことと思います。

だけれども、その前に1つ教えてもらいたいのですけれども、私、一番最初に2月1日に招集されて、要するに13団体の協議の長が参加して査定はゼロと、そのとき運動会の予算も当然ゼロと言われて私たちは帰ってきました。にもかかわらず、先ほどから言っているように補助金はつけられた。うれしいことですから、それはそういうことを言っちゃ失礼ですけども、町民体育大会においても開催されるようになってうれしいことであります。だけれども、私から言わせていただければ、13団体集まった、その人たちの団体の、要するに会は何だったでしょうかね。何も体育大会を今から来年度は開催しますから済まんやったねとかという話も全然ありません。補助金も、もとのとおりつけましたから勘弁 勘弁といいますが、ゼロと言ったときの話はなかったことにしてくださいというごた、何にも話はありません。そういうところの状態が、まず13団体という、その団体の開催された意味合いが、今でも私はちょっと不満ですけども、何だったかを教えてください。

町長（武廣勇平君）

松田議員の13団体に対する対応についての、その意味ということで御質問受けております。

団体に対しまして、協力をお願いする旨で申し上げた後、私としてはそれについて、こうした形で予算をつける形になりましたという報告をいたしたいと思っておりますが、これは予算がしっかり議決を得て、その後でお願いすべきことだというふうに判断しております。今後そういう対応をしかるべき時期に行いたいというふうに思っております。

以上です。

1番（松田俊和君）

今、町長が言われた内容、ちょっと違う面があるのですけれども、私が伺っている内容の中で、私たちの13団体は何も聞いていません。だけれども、何日かの何日は私もはっきりわかりませんが、ある会においては、会の中ではっきりと6月の補正予算で修正して体育大会は開催しますと発表されているわけです。その話は私の耳に入ってきています。だから、今言われたように、後でどうのこうのという話は、私にとってはちょっと順番が逆じゃ

ないかと私は思う 逆とかなんとか言いませんけれども、ちょっと違うのじゃないかと私は思って、ちょっと答弁をお願いしたいのですが、よろしくをお願いします。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御質問でございますが、そうした不手際があったことについて、本当に申しわけなく思っております、だからこそ議会の議決後に団体の長の方々に、そうした旨でお伝えをする機会を設けたいと思っております。

以上です。

1番（松田俊和君）

予算もつけていただいたし、体育大会も開催するということで、まだ確定はしていないけれども、大体決まっているというふうな連絡を受けて、私も安心はしております。だけれども、先ほどから言われたように13団体に後から話をしに来ますと。実際もう6月で補正予算はするよう、要するに、何というのですか、先ほど予算の援助、補助ですね、それもしました。もう結果ですものね、私たちが聞くのは、でしょう、今の現在としては。もうしてもらった後に、そがんしてしたけんがどうのこうのと言える立場になっているわけですよ。だけれども、私たちから見れば2月1日の日の開催が一番最初に言われた段階で、やっぱり最初の段階でこういうふうにもとに戻ったからごめん ごめんやったねとはまず言ってもらえませんかしょうけれども、なりましたというところをまず教えてもらいたかったですけれども、今の質問でこの項目の質問は終わります。

以上です。

議長（吉富 隆君）

町長、答弁は。

町長（武廣勇平君）

松田議員の質問の中で、さまざま混乱を招く対応、不手際がございまして、申しわけなく思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

じゃ、先に進みます。

ボートピア開催後の現状について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

松田議員の御質問でございます。

3番、ボートピア開催後の現状について、開催後の場所、近隣の現状についてということでございます。

これにつきましては、先ほどの中山五雄議員の御質問にもございましたけれども、開催後、出入り口付近に2名のガードマンの方が配置され、環境の対策という意味で、ごみの収集等

をやっておられます。しかしながら、出入り口につきましては、上峰町出入り口付近から中山運輸さんの先まで、中央公園の付近まで真っ暗でございまして、私も議会で質問を受けた直後に見に行きましたら、大変暗く、子供たちの安心・安全の面でちょっと心配だなというふうに思っておるところでございます。

この部分につきましては、今後、環境委員会のほうにみやき町長を通じて、議員御足労願いながら文書を提出したいというふうに考えておりまして、しかるべき時期に　しかるべき時期じゃございません。すぐさま対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

1番（松田俊和君）

ポートピアが完成して、はや5カ月です。そのときのその話の内容が、いろいろこの議会の中でも問題になりました。一番問題になったのは、その面の交通量の問題、あと治安の問題、まず2点が重要な項目だと思いますけれども、その面に関して、今の上峰の行政の、要するに思いはどういうふうに、今現在はどうなっているのか。交通量の面とか、要するに治安の面とか、今、町長から、要するに街路灯が立っていないとかいろいろ言われましたけれども、上峰側の行政の面の方としてどういうふうに考えておられるのか、もう一回答弁をお願いいたします。

以上です。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、先ほど御質問の中にありました交通渋滞ということに対しまして、御答弁申し上げたいと思います。

このミニポートピアにつきましては、駐車場規模においては375台、それと125台収容の第2駐車場を有する施設ということで、唐津の競艇場開催の全レースを初め、全国で開催されるSG及びG1やナイターレースなどの舟券を、年間最大360日といえますので、ほぼ毎日のような形で開催されているのが現状でございます。

また、想定入場者数といたしましては、1日に約600人ということで想定されております。それに基づいて、11月14日にオープンしたわけでございます。

本町の道路に関する状況を述べますと、国道34号線からの直接的な進入が禁止となっております。

また、ガードマン等の設置箇所といたしましては、切通の交差点、県道防所城島線の入り口、それと中原公園の三差路というようなところにガードマンの配置をしております。

そういう中で、オープンから主催者との協議の中で、昨年12月末に最も大きなSG戦という形で、全国的な規模の大会があるということを聞き及んでおります。要するに、その時期が一番ピークの時期ということで、私たち建設課としても、その状況等を把握するために確認をしております。

なお、今の状況においても時たま確認しておりますけれども、そのときの12月末のS G戦及び最近までの開催に当たっての現地確認ということで、目立ったような渋滞の確認はとれておりません。また、地区からの苦情等についても、今のところはないのが今の現状でございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

極端な話ですけれども、上峰側から見て、11月14日開催以前である現状と、今現在、今、江崎課長から言われたガードマンが立ってこれだけありますよというふうに言われた。交通量も余り変わっていませんというふうに言われた現状で、私としてふえているのは、ガードマンさんがふえられて、安全性は余計高まったのじゃないだろうか。ましてガードマンさんは夜9時ぐらいまでおられて、町道、要するに中山運輸さんよりも西側の上峰側の町道の辺は、当然向こうのほうもされていますけれども、ガードマンさんが掃除されていますよ。ということは、11月14日以前もあっちが悪くなるのじゃなからうか、こっちが悪くなるのじゃなからうかといういろいろいっぱい言われました。けれども、現状は、まるっきり反対じゃないだろうかと思えますけれども、その辺の現状の把握を行政側の方、よろしく願いいたします。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員おっしゃるように、ごみの収集等に御努力いただいていることにつきまして、本当に環境の対策という意味でも御考慮いただきながら、ポートピアの運営がなされているとは思いますが。

ただ一方で、防犯灯につきましては確かに真っ暗で、その部分につきましては、今後みやき町長さんを通じて、環境委員会に文書等をお願いを強くしていくつもりでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

最後の質問とさせていただきます。

まず、財政面に関しては、こちらのほうとしてはみやき町のほうにかかわって、行政的な面は半分以上が上峰側と思っております。そういうときにおいて、先ほどから町長言われたように街路灯の新設、ガードマンさんの増加はありませんでしょうけれども、常駐をさせていただくと、そういうふうな面の、要するに治安上の問題点の解決及び、ちょっとこの地域がみやき町にかかってきますけれども、あそこの公園のすぐ西側の、要するに今の道路から中津隈ですか、あちらのほうに行く町道が、村道ですかね、どっちかわかりませんが、あの道が拡張するということも言われていました。そういうふうな11月14日開催前にいろいろ問題があったところの問題点を、やっぱり着々と解決していただくように、今後、検討 検討とは言いませんけれども、十分に配慮していただいて、私は、みやき町のあそ

このポートピアの関係で上峰が悪くなったとかということが一切ないように、今後努めてもらうように努力を図っていただきたいと思います。その辺の答弁をもって、私の質問は終わります。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員のおっしゃるとおり、これについてはポートピアの建設に伴い、町民の生活に支障が出たということのなきよう、力強く要望等も進めていきますし、そういう理解もみやき町長さんもしていただいているというふうを考えております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時17分 散会